

經濟原論教科書

第一編 緒論

第一章 經濟の基本概念

第一節 計慮の行爲

經濟とは經濟行爲と經濟組織とを併せ稱するものにして、人間の行爲中經濟的なるものを經濟行爲と云ひ、人間の共同生活の組織にして經濟的なるものを經濟組織と云ふなり。此兩者に共通なるは經濟と云ふことなり。以下順次其意義を明かにせん。

經濟とは欲望充足の謂なりとは從來一般に認められたる所なり。欲望は不足の感覺と其の不足を取除かんとする願望とを併せ稱するものにして、欲望の充足とは感覺せられたる不足を取除きて満足を得ることを云ふもの

備 欲望充足の準

なり。然れども、欲望充足の行爲其ものは決して經濟行爲にあらず、經濟行爲とは欲望充足に關する諸般の行爲中特に或種の行爲を指して云ふものなり。其或種の行爲とは、欲望充足を來す可き準備行爲に屬するものなり。例へば、飢を充たさんが爲めに食を喫する行爲、寒を覺え之を防がんが爲めに衣を被る行爲等は、欲望充足行爲なれども決して直ちに經濟行爲たるにあらず。食を喫して衣を被らんが爲めには、其準備行爲として此等を取得（作り出し又は買取る等を云ふ）せざるべからず、其の行爲即ち經濟行爲なり。

計慮

然れども、また、單に準備行爲たるのみにて直ちに經濟行爲なるものと思ふ可からず。準備行爲が經濟行爲たるには、更らに一の特別の點あることを要す。其の特別の點とは計慮を云ふことなり。計慮を要せざる欲望充足の準備行爲は經濟行爲にあらず。計慮を要するもの、は經濟行爲なり。計慮とは、目的に對し手段を取捨選擇し、又た之を按排措置すること云ふ。其の取捨選擇を商量と稱し、其の按排措置を適合と云ふ。故に經濟とは商量と適合

合とより成立つ計慮を要することの謂なりと知る可し。

第二節 厚生之努力

人格性と個人性

吾人人間は平等自由の人格性、差別有限の個人性を有するものにして、人格性を有つものとして、無限に向上發展せんとする自由自律の意志によりて活動するものなれども、又た個人性を有つものとして、其能力に差等あり、其活動に限界ありて、無限に向上發展するを許されざるものなり。唯だ吾人は共同生活を營むにより、殊に國家社會を成して其内に活動するによりて、差別有限の個人性、平等自由の人格性を調和し、圓滿なる人格としての生活を營むことを得るものなり。故に古の學者は、人間は社交的（又は政治的動物なりと云へり。

共同生活

目的と手段

此共同生活の中にありても、吾人は自主自律の意志に基き、其れくく目的を立つるものにして、其等各般の目的は互に相關聯して、一の統一系體を成せ

物と力

り。此の統一系體中の目的を達せん爲めには、又た其れく適當の手段を取捨選擇し、之を吾人の用に供するを要す。此等の手段には物ミカミあり。然るに物も力も共に人格以外のものにして（之を外界自然ミ云ふ）従つて何れも有限不足のものたるを免れず。されば吾人は欲する儘に、自己の目的を達す可き手段を有するものにあらずして、有限不足のものミカミを取捨按排することによりて出来る丈け十分に目的を實現することゝ勉めざる可からざるものなり。

有限不足の三種

物ミカミの有限不足を大別すれば左の三種あり。

第一 自然上の有限不足

第二 技術上の有限不足

第三 社會上の有限不足

自然上の有限不足

自然上の有限不足とは、外界自然の物又は力の限あると例へば農業を營むに要する耕地に限ありて、吾人の欲する丈けの土地を得能はざるが如きこと

を云ふ。外界の自然は原因結果の理法に支配せられ、其理法の範圍を踰ゆること能はず、故に吾人の目的の無限なるに對しては、有限不足のものたるを免れざるなり。

技術上の有限不足

吾人は技術の工夫によりて、此の有限不足に打克つことを得るものなれども、其の技術は吾人の知識の發達によりて制限せらるゝものなり。従つて技術上の有限不足あり。即ち吾人の知識が外界自然の物ミカミを支配する原因結果の理法を究むること足らず、之を吾人の目的に活用する工夫に限りあることを技術上の有限不足ミ云ふなり。例へば農業耕作法の發達未だ至らずして、十分なる收穫を收め能はざるが如き是れなり。

技術と經濟

技術も經濟と同じく、欲望充足の準備行爲の一なれども、其の經濟と異なる所は、外界自然の物ミカミを支配する原因結果の理法の上に就て、取捨選擇することゝ是なり。經濟は之れに反し、無限の目的系體によりて指導せらるゝ、人間意志の法則の上に就て取捨措置することゝなり。従つて技術は原因結果の理

法の許す範圍を脱すること能はざる有限のものにして、吾人の無限なる目的に對しては不足を生ずるを免れざるなり。

社會上の有限不足

社會上の有限不足は社會の制度施設が未だ無限自由なる意志の活動を十分ならしむるまでに發達せず、差別有限なる個人性の作用が、人格性の目的實現を拘束するより起るものなり。例へば、土地私有制度又は相續制度の爲めに、農耕用の土地を得んことを人に對し適當なる面積の耕地を供し能はざるが如きは是れなり。

厚生の努力

右各種の有限不足あり、吾人は此れに對して出来るだけ目的の實現を得ん爲めに、各種の手段に就きて取捨選擇を行ひ之に基いて按排措置すること、即ち計慮行爲を爲すことを要するなり。換言すれば、吾人は自然上技術上社會上諸般の有限不足に對し、商量を重ね適合を圖るによりて限ある物ミ力とを以て限なき目的を出來得るだけ充分に實現せんことをするものなり。如何に野蠻蒙昧の状態にありとも、苟くも人間たる以上は、人格性を有し其意志の働き

によりて、外界自然の拘束に打克ちて向上發展せんことを勉めざるものはない。此くの如き努力を總稱して、厚生の努力ミ云ふ。

厚生の努力の對象

厚生の努力は、原因結果の理法に服従するを以て安んぜず、此理法を目的に合ふ様に活用し、人間意志の働きによりて、外界自然の物ミ力ミを支配せんことを期するものなり。従つて吾人の計慮の生活は、絶えず外界自然の物ミ力ミを征服して、之を吾人の厚生の努力の對象となすものなり。故に計慮の行爲は、厚生の努力に缺く可からざる行程なりと知る可し。

第三節 利用費用の計慮

計慮の標的

無限の向上發展を期する厚生の努力の行程としての計慮には、必ず其標的なる可からず。標的なき計慮は、必竟無用の勞に終る可し。計慮の標的たるものを名けて、餘剩利用ミ云ふ。従つて餘剩利用を標的とする計慮に關係することを總稱して、經濟的ミ云ふものと知る可し。

經濟的

利用 利用とは目的を達す可き手段が其任務を盡す奉仕（之を利用奉仕又は利用給付と云ふ）の程度に關する吾人の評量を云ふ。吾人は各種の目的より或る目的系體と目的を達す可き手段系體とを或は個々に、或は相互の關係に於いて互に相比較して手段が目的を達する任務に對し其れれ奉仕する其程度を商量し如何に取捨選擇す可きかを決定するものにして其決定の標準となるものは其の奉仕程度の大小に關する吾人の評量是れなり。此くの如き評量は即ち利用なり。奉仕の程度大なりと評量せらるゝものを利用大なりと云ひ、小なりと評量せらるゝものを利用小なりと云ふ。即ち利用には必ず大小あり。之を奉仕（給付）の大きさ又は利用の大きさ云ふ。

費用 手段の利用奉仕は、小なる利用を取ることによりて行はる。捨てらるゝ小なる利用は、取らるゝ大なる利用を得る爲めの犠牲報酬なり。此の犠牲報酬を名けて費用と云ふ。即ち費用とは、より大なる他の利用を得る爲めに犠牲報酬として捨てらるゝ場合の利用を指して云ふものなり。

利用の得喪 利用と費用とは、唯だ得喪の關係を異にするものにして、其本質は全く同一なるものなり。得る場合には利用と呼び喪ふ場合には費用と稱するの相違あるのみなり。吾人の計慮は、得る所の利用を最大にし、喪ふ所の利用即ち費用を最小ならしめんが爲めに行はるゝものなり。吾人の計慮に誤なくして得たる利用が喪ひたる利用より大なるときは、其間に較差を生ず。此較差を

餘剩利用

餘剩利用と云ふ。餘剩利用を經濟行爲の立場より客觀的に見るときは、之を收益と云ひ、之を經濟行爲者の立場より主觀的に見るときは、所得と云ふ。狭き意味即ち普通の意味の所得と云ふ。收益又は所得を最大ならしむることを標的とする計慮は、即ち經濟なり。されば經濟的とは、要するに收益獲得的又は所得獲得的と云ふと同意義と解して差支へなきものと知る可し。

第四節 價値

自己及他人の力

利用奉仕は自然の物ミカミの爲す所なれども、吾人はまた自己及び他人の力をして同じく、利用奉仕を爲さしむるものなり。此場合の自己及び他人の力は、自然の力と同じく、吾人の意志に服従するものなり。斯く人格の意志に服従して、人の目的の爲めに利用奉仕を爲す人の力の使用を名けて、廣き意味に於ける勞働狭き意味即ち現今普通用ふる意味ミ云ふ。其服従する意志が力の所有者以外の他人の意志なるときは、之を勤勞ミ云ひ、其の利用奉仕を勤勞奉仕又は勤勞給付略して勤務ミ云ふ。

勞働

價值

利用奉仕を爲す自然の物力及び人間の勞働は、現に其の奉仕を爲さずとも、奉仕を爲し得るものにして、吾人の評量の對象たるものなり。斯く利用奉仕を爲し得るものにして、吾人評量の對象となるべき其評量の度合を名けて、價値ミ云ふ。従て此種評量を價値評量ミ稱す。

價值評量

價值ミ利用

價値は必ずしも利用ミ一致するものにあらず。何ミなれば價値は奉仕を爲し得るものにして評量せらるゝ、この謂にして、利用ミは現に奉仕するこ

價值の大小

ミに就ての評價なればなり。然れども通常の場合に於ては、兩者は一致するを例ミす。是れ往々價値ミ利用ミは同一物ミ看做さるゝ、所以なり。

價值社會

價値も亦利用ミ同じく程度の評量なれば、大小の差あること、利用に異ならず。吾人は價値を其大小に従つて比較對照するものなり。其の比較對照は、常に共同生活の内に行はるゝものにして、個人が個々の物及び力に對して、孤立的に之を行ふものにあらず。故に價値ミ云ふ時は、常に評量の行はるる共同生活あることを前提ミす。此の共同生活を名けて、價值社會ミ云ふ。

社會的計慮

吾人の經濟的計慮は、必ず價值社會の内に行はるゝものなれば、其は常に社會的にして決して孤立的にあらず。従て吾人の計慮は、他人の計慮ミ相互に聯絡し、相互に作用し合ふものにして、決して一人一個の計慮ミして單獨に行はるゝものにあらず。今日現在に於ては、此の社會的計慮は市場によりて統一せらる。市場ミは各人の經濟的計慮の綜合する所の謂にして、之を支配する原則を無差別の法則ミ云ふ。猶後段の説市場によりて

市場

無差別の法則

市場計慮 無差別的に統一せられたる計慮を市場計慮と云ふ。従つて今日云ふ價值は、市場計慮に基く評量の謂にして、其の成立には必ず市場あることを前提するものを知る可し。

第五節 貨幣及貨幣經濟

價值社會の組織

人間は共同生活を營むによりて無限の目的を立て、又た各個の目的を聯絡統一し得るものなり。従つて目的を達す可き手段の商量及び適合も共同生活（價值社會）の内に於て行はれ、互に相聯絡し一の手段系統を爲すものなり。されば手段たる物及び力の利用奉仕も、此の價值社會の内に於て行はるるものなり。此意味にて、價值社會は一の組織を爲すものとす。此の組織を經濟組織と云ふ。

計慮の單位

經濟組織は其内に於て行はる、價值の商量と適合とを孤立的ならず社會的に行はれしむるに、缺く可からざる一の組織なり。此商量と適合とは計慮

貨幣

の單位あるときは相互の聯絡統一完きを得可し。此の單位なきときは聯絡統一は十分なるを得ず。此の單位は即ち貨幣なり。

貨幣商量・貨幣適合

貨幣は價值社會に於ける計慮の單位として、吾人の商量と適合とを圓滑ならしむるものなり。貨幣を單位とする價值商量を貨幣商量と云ひ、貨幣を單位とする價值適合の貨幣適合と云ふ。貨幣適合のこゝを收支の適合とも云ふ。

收支の適合

收支は價值の移轉の兩面にして、價值の適合に方りて價值の入り來る移轉を收と云ひ、其の出で行く移轉を支と云ふなり。

價值の移轉

貨幣を評量の單位とする價值は之を貨幣價值と云ひ、貨幣價值の商量と適合とが一般に行はる、經濟社會を貨幣經濟と云ふ。貨幣經濟に於いて、吾人の計慮行爲は十分に聯絡統一したるものとなり、目的に對する手段の取捨選擇と安排措置とは圓滿に行はれ得るものにして、經濟の意義は充實したるものなるなり。

貨幣經濟

斯く價值社會と市場及び貨幣とは、互に密接の關係を有するものにして、其

經濟の目的

第一章 經濟の基本概念

の一をも分離して考察し得可きものにあらず。而して此等は何れも吾人の計慮の行爲あるが爲めに存し、吾人の計慮の行爲は、利用と費用との商量適合によりて、餘剰利用（所得）を收得して、吾人の厚生を向上發展せんことを期して營まるゝものなり。故に此等一切の現象を統一し、之を有意義ならしむるものは、餘剰利用の收得てふ吾人の目的なりと知る可し。貨幣經濟に於いては、此の餘剰利用は貨幣の單位によりて綿密且精確に評量せらるゝことを得、其評量は互に密接に聯絡を保ちたる一の系體（貨幣價值系體）を成し、斯くて、吾人の厚生を努力は一貫統一するを得るものとす。

最基本的概念

要するに經濟の最基本的概念は、餘剰價值（所得）の收得を目的とする計慮の一事にあり。貨幣經濟に於ては、此收得は、貨幣を單位として、綿密に評量せらるれども、自足經濟には此くの如き單位なし。然れども兩者共に餘剰價值收得の計慮及其組織たることは同一なりとす。

第二章 個人經濟・國家經濟・國民經濟

第一節 經濟組織及經濟單位

種々の經濟組織

吾人の生活は皆社會生活なり。故に吾人の經濟生活を營み、經濟行爲に従事するには、總て同類相集りて共同すること常なり。斯く經濟生活及經濟行爲の目的を同うして吾人の構成する組織は經濟組織なり。經濟組織とは經濟の爲に存する社會の謂にして、吾人の文明の程度により、其範圍の廣狹種々あり。文明低き時は、社會の範圍甚だ狭く、經濟組織小なり。即ち概ね同一氏族血族のみ相集りて社會を成し、經濟組織を立つ。之を氏族經濟、血族經濟と名く。文明の進歩に伴ひ、社會の範圍漸く廣く、多數の氏族血族集合して大なる社會を成すに至り、今日の吾人は國家なる大社會の中に生活するものとなる。

氏族經濟

れり。

經濟單位

斯く社會并に經濟組織の範圍擴張するに従ひ、社會の中に小社會起り經濟組織の中に小組織生ず。此小社會を社會單位云ひ、此小經濟組織を經濟單位云ふ。單位もまた一の組織にして唯だ大なる組織中の小組織を指して云ふものにして決して一人の單位云ふ意にあらず。

集化及分化

さて、氏族經濟の時代には組織のみありて單位なし、組織の彌々擴張するに従ひ、單位は彌々分立して發達す。組織の擴張するを名けて集化云ひ、單位の分立するを名けて分化云ふ。集化と分化とは社會百般の二大原動力にして、集化なければ分化なく、分化なければ集化なし。

經濟主體

經濟單位の中心は經濟主體なり。經濟主體は經濟單位共同の方針を司り、其主腦となりて意志を定むるものにして、單に一人の人間たることあり、數多の人より成ることあり。例へば一家の家長は一人の人間たる主體にして、合名會社の社員は數多の人間より成る主體なり。

經濟組織に主體なし

經濟組織には經濟主體なるものなし。故に共同の方針を司り、主腦者として全體の意志を決定するものなきものもす。但し、事によりては殆んど主腦者として意志を決定するもの存する場合なきにあらず。雖も、國家の財政關之を經濟單位の主體に比するときは、部分的のものたるを免れず、一家の主人が絶えず全體に涉りて、其家の方針を司り、意志を決定するも同日の談にあらずと知る可し。

特殊經濟・綜合經濟・共同經濟

さて、經濟單位のこゝを特殊（又は個人）經濟云ひ、經濟組織のこゝを綜合經濟云ふことあり。而して經濟單位が二個以上相集りて部分的組織を成す場合には特に之を稱して共同經濟云ふ。

第二節 個人經濟及國家經濟

個人の意義

個人經濟は又た特殊經濟とも稱し、要するに經濟單位の謂に外ならざるものなり。されば決して一人の人間の經濟生活を指して云ふものにあらず。

知る可し。個人ニは社會の最小不可分の單位ニ云ふ意なり。英語にて「イアル」云ふ、「イン」は不の義にして、「デヰキヤアル」は可分的の義、「デヰアキド」即ち割るニ云ふ働詞より來る語なり然れば經濟組織の最小不可分なる單位は一人の人間にあらざ、共同生活を營む最小組織にして、今日に於ては家族なり。故に個人經濟ニは此家族の經濟を云ふものにして、決して單一の人間の營む經濟を云ふものにあらず。吾人は家族の中に生れ又其中に育つものにして、而して原則ニして家族の一人ニして生を完うし、生を終るものニす。されば吾人の經濟生活は到底家族を離る可きものにあらず、家族以外に立つ純粹の單一個人は經濟單位をなさざるを例ニす。

家族經濟

企業及國家經濟

斯く家族は今日の經濟生活に於て最も重なる經濟單位なり、而して此外單位たるものに二種あり。第一私的單位にして専ら營利の目的の爲に存する企業、第二公的單位にして共同生活の必要より起る國家經濟地方經濟を含む是なり。吾人の經濟行爲は、生産ニ消費ニを兩端ニして營まる、生産は目的を達す可き手段を得る所以にして、消費は手段を目的に充つる所以なり。家族經濟は

生産單位ニ消費單位ニ

消費の爲め生産を營み、企業は生産の爲に消費をなす、國家經濟も亦消費を主とし、生産を従ニする經濟單位にして、此點家族經濟ニ相似たり。地方經濟亦然り。斯く經濟單位たる性質より見れば、國家經濟は家族經濟ニ異なる所なきものなり、雖も其範圍の大小、勢力の強弱より見れば、元より著しき相違あり。如何に大なる經濟單位たりニも國家經濟ニ比肩し得るもの一もなし。經濟單位は皆最大の單位たる國家を中心ニして活動し、又た國家經濟を得て始めて目的の實現を全ふし得るものなり。吾人の共同的欲望生活の要するものの中には、國家若くは地方團體の力を藉らざれば之を充たすに由なきものあり、又は其力を藉るによりて單位自らの獨立によるよりも遙かに十分に充たし得るものあり。前者の例は國防司法警察等にして、後者の例は郵便電信水道下水其他諸々の官公業都市事業の如き是なり。

共同充用

國家經濟の主體及機關

國家經濟も家族經濟も共に經濟單位にして之を指導し其意志方針を定むる經濟主體を中心ニして活動す。家族經濟の主體は家族の主長普通之を世帯主ニ云ふ

にして國家經濟の主體は國家の主權者なり。實際に於ては國家經濟には專管の責任者ありて之れを主宰經營す、大藏大臣是なり。然れども國家經濟の大體の方針は國家百般の政務に重大の關係あるものにして、内閣に於て之を定め、立憲政治國にありては議會之を審議し、其協贊を待つて始めて施行せらるゝものなり。其決定したる方針を成案としたるもの之を豫算と名く。國家經濟の運用が豫算の定めたる方針に従ひ過なき様監督するものは會計検査院なり。此等の機關具備して國家經濟の活動始めて宜しきを得るものなり。

家族經濟の主體

家族經濟にありては生産の方面は主として家長の掌る所にして、消費の方面は主婦之に當たるを例す。故に夫妻相合して完全なる一の經濟主體をなすものなり。

第三節 國民經濟

主體なき綜合經濟

國民經濟は經濟組織の最も發達したるものにして、一の綜合經濟なり。故に經濟單位又特殊經濟の如く經濟主體を有せず、多數の經濟單位其中に存在し其活動の集合によりて成るものなり。

統一的國民

國民經濟は必ず其中に國家經濟家族經濟企業等の諸經濟單位を含むものにして、此等が相集りて一國民を成すより起る大組織なり。國民を成すには一國家の下に統一せらるゝを要す、従つて國家なき所には國民なく、國民なき所には國民經濟亦存せず。されば國民經濟のこゝを國家經濟と稱することあり。其意は國家を中心とし國家ありて始めて存する經濟組織と云ふにあり。然れども國家經濟は國家其もの、營む經濟のこゝを指して云ふを適當とす、國民經濟其ものを國家經濟と云ふは非なり。國家經濟は國民經濟中の一單位たるに過ぎざることは、之れを辨ふるを要す。

國民經濟と國家經濟との差別

政治的經濟・社會經濟

國民經濟のこゝをまた政治的經濟英語にて『ポリティクス』と云ふことあり。其意國民なる政治團體の經濟と云ふことなり。又國民は一の社會團體なる故

國民經濟を社會經濟英語「ソシヤル・エコノミー」と云ふことあり。

國民經濟成立の條件

國民經濟は綜合經濟なれば國家經濟と異り其の方針を定め意志を決定する中心の主體を缺くものなり。されば國民經濟中にある各經濟單位の主體の定めたる意志相集りて其間に種々の關係を生ずるより起る綜合的活動が國民經濟を左右するものにして其關係は常に變遷極りなきものとす。而して各經濟單位の相集りて組織を成すに缺く可からざる要件二あり。一は自然條件にして二は社會的條件なり。自然條件を分つて二とす。

自然的條件

一 領土 (國民經濟存在の場所を云ふ)

二 人口 (國民經濟を成立する人間全體を云ふ)

社會的條件

是なり。社會的條件も亦二あり。

一 財產私有の制度

二 經濟上の自由

是なり。此四條件存せざれば國民經濟の組織は成立つを得ざるものとす。

國民經濟活動の條件

次に國民經濟内各單位の關係交渉より生ずる活動の條件に二あり。即ち

一 分業

二 交換

是なり。分業とは各單位が夫々其欲する所又適する所の業を擇んで之に従事することを云ひ交換とは分業の結果各異りたる財を生産したるを相互に有償的に授受して有無相通ずることを云ふ。分業存せざるときは各單位は皆同一の活動に従ふにより其生産する所も皆同じく從て相互に交換する必要起らず。相交換することなければ單位は皆獨立して生活を營み相互の間に關係交渉することもなし。故に此場合には國民經濟なる大組織起らず單位は各々小組織としての儘に分立するのみ。されば國民經濟の活動は分業及交換の二者より發するものなるを知る可し。

國民經濟の定義

之れを要するに國民經濟とは領土人口財産私有制度經濟上の自由の四者を成立の要件とし分業と交換とによりて活動する各經濟單位間の關係より

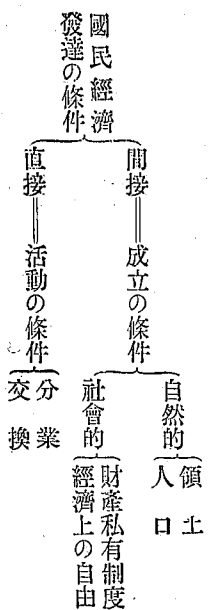
起る総合的經濟組織を云ふものこす。

第三章 國民經濟の發達

第一節 國民經濟發達の條件

間接の條件
と直接の條
件

國民經濟の發達は右に述べたる成立の條件の發達并に活動の條件の發達によりて促さるゝものなり。故に國民經濟發達の要件は此等總てを指して云ふ。然れども其中最も重要なものは活動の條件たる分業と交換の二者なりこす。今之を表示すれば左の如し。



成立の條件發達すれば勢ひ活動の條件も亦發達するものにして活動の條件の發達は直接に國民經濟其もの、發達を促すものこす。

領土の發達

領土は必ずしも法律上の狭き意味に限らず、廣く自然界の包圍事情を含むものにして、人間が一切自然の賜を享くるには、必ず一定の土地を領土とするを要するが故に、此く名づく。されば領土の發達にはまた、自然的の發達と人事的の發達とあり。自然的發達は、自然界包圍の事情の人間の經濟生活に益々適當なる可き様變化することを云ひ、人事的發達は、人力を致し、文明の工夫により自然界の状態を進むることを云ふ。例へば、土地改良、池沼の埋立、山林の開墾等の如し。

人口の發達

人口の發達は、主として、一人口数の増加、二人口配布の變化を云ふ。人口數増加すれば、勢ひ經濟的活動發達し、人口配布の變化により、密度高まるべきは、分業交換亦進歩す可し。

財產私有制度の發達

財產私有制度は、領土と人口の發展の結果發達したるものにして、土地廣く

財産共有

人口の密度低きときは、土地を私有財産とし、一人の手に之を専有し他人の使用を許さざるが如き必要なし。故に此時代には土地は皆共有に屬せり。文明の程度低きときは、動産も多くは共有にして従て私有財産の制度存せず。文明の發達し、人口數増加し又た一所に集中するに至り、土地を改良し、自らの儘に任せず、人間の工夫により彌々地力を盡さしむる必要迫るに及んで、土地私有の制起れり。

經濟上の自由の發達

而して財産私有の制度を十分に利用して、彌々増進する欲望を充足せん爲には、經濟行爲に活動の自由を與へ全力を竭くすを得せしめて、其の効果を全うするを要す。是れ經濟上の自由が國民經濟の發達に缺く可からざる所以なり。昔にありては、經濟上の自由は殆んぞ存せず、財産の共有なる如く、人間の行爲も亦強制的共同なり。例へば土地を耕すにも各人其欲するまゝにするを得ず、共同耕作の制度なるものありて各人皆劃一に活動するを要せり。加之經濟行爲は多くは人格の自由なき奴隸の營む所にして、自由の身分を有

強制的共同

奴隸制度

するものは奴隸勞働の結果を搾取するを常とせり。然るに文明の發達し、經濟行爲の効果を彌々大ならしむる必要切なるに至りて、奴隸制度は廢せられ、自由完全の身分を有するもの勞働の任に當ること、なれり。

領土の力發達し、人口の數増加しまた其密度高まり、財産私有の制度完成し、經濟上の自由充分に認めらるゝに及んで、分業と交換は著しく發達す。其次第を次節に説明せん。

第二節 經濟發達の順序

直接の發達條件

經濟の發達は成立條件發達の結果、分業と交換の發達するより起ること、右述べたる如し。故に經濟の發達は直接には活動の條件の發達の賜なりと云ふ可し。従つて經濟發達の順序は、主として分業と交換の發達に就て之を立つるを常とす。

自足經濟と流通經濟

分業と交換の發達の上より經濟發達の順序を大別する時は、左の二者あり。

一 自足經濟

二 流通經濟

右の意義

自足經濟とは、目的實現の手段たる財を、主として一經濟單位内の生産に仰ぐものにして、分業も交換も單位内に於てのみ行はれ、一の單位と他の單位との間には分業も交換も殆んど存せざる状態を云ふ。流通經濟とは、之に反し、一般に各經濟單位間に分業を交換行はるゝ状態を云ふ。例へば昔の氏族經濟の如きは、純然たる自足經濟を營むものなり。反之、今日吾人の經濟生活は、流通經濟の最も發達したるものなり。今日にても山間に點在する農家の如きは、自ら耕して食し、自ら織りて衣るもの多し、此等は主として自足經濟によりて生活するもの云ふ可し。

男女間の分業

人間は社會的動物なり、故に自足經濟を營むものも、雖も決して個人が孤立して生活するものにあらず。必ず幾人かの人間相集りて之れを維持するものなり。故に昔の氏族經濟に於ては、一經濟單位内には數十或は數百の人間

相合して共存せり。此多數の人間の間には必ず多少の分業は存するものなり。殊に男子と女子とは生れて其能を異にするものなれば、其間自ら分業起るものにして、男子は狩獵漁撈牧畜等主として動物に關する事を營み、女子は農業の如き植物に關する事を掌るものなり。女神天照大神の天長田天狹田を鳴聲之を如み天の斑駒を放ち給ひしこと國史に載せたり。以て御田を爲し給ふに、男神素盞

交換の起源

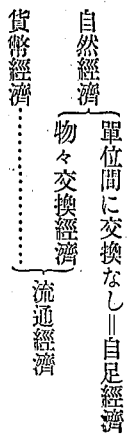
分業あれば交換自ら起る可し。されば自足經濟に於ては流通全く存せずと思ふは非なり。殊に貢賦の制は古より存し、神祇又は君主に財を奉つること、は文明極めて低き民の間にもあり。思ふに此不對等の一方的贈答并に對等者間の任意の贈答は流通發達の端緒なり。而して貨幣の起源も亦此に基けり。

物々交換
文明稍々發達して分業交換行るゝに至るも、未だ貨幣を用ひず、物と物と直接に交換するを名けて物々交換と云ふ、是れ流通經濟の最も幼稚なる時代なり。物々交換は多くは單位と單位との間に行はるゝものにして、單位内に行

はる、こゝ稀なり。單位内には多少貨幣を使用するに至りても、他の單位との交換は猶ほ物々交換によりて行ふ場合少からず。

交換に基づく區分、貨幣に基く區分

貨幣の使用の上より經濟發達の順序を分つて 一自然經濟 二貨幣經濟
こす可きこゝは前述に照して明瞭なる可し。今以上兩様の順序を表示すれば左の如し。



相々交換の眞

右は普通行はる、説なれども實際は物々交換の時代は未だ完全なる流通經濟にあらず、大體に於ては自足經濟に據るものにして、唯だ時により又物により物々交換を營むに過ぎず。されば自足經濟と自然經濟とは事實上同一物にして、交換經濟と貨幣經濟とも亦た同様なるものと認めて大過なきものとす。

第三節 我邦經濟發達の概略

發達の大勢

我邦經濟發達の順序は大略歐洲諸國に於けるに異るこゝろなし。即ち經濟組織の漸次擴張するに伴ひ、經濟單位は益々分化し、分業交換の發達に應じて、自然自足經濟廢れて交換貨幣經濟の普及を見たるものなり。今其大要を叙すれば粗ぼ次の如し。

氏族經濟の時

太古及上古に於ては、主として氏を稱する組織の内に經濟生活を營みしものにして、單位と組織との分別著しからず、交換行はる、こゝ稀にして分業亦進まず。此時代は稱して氏族經濟の世と云ふ可し。崇神天皇の頃より朝鮮任那を稱する部分との交通漸く繁きに至り、此有様も亦變化せり。神宮を皇居との別を設け、人民を校して男には弓弭の調を稱して、大小刀、矢楯、鹿角及皮猪皮等の調を課し、女には手末の調を稱して、女輪、麻、柳、線、柱、織、首、荒衣、和衣等の調を課したるは、此時にして、男女分業の實に基き、貢獻によりて財の流通行はれたり。

貢獻

朝鮮との關係 仲哀應仁仁德諸天皇の朝には朝鮮は殆んご我領土の如くなり、我邦の經濟組織は著しく膨脹したれば、單位の分立發達も速なりしもの、如し。

支那文明の輸入 中古に於ては朝廷を中心とする都會の發達著しく、支那の文物制度を輸入し、燦然光彩を發せり。其中最も注目す可きは班田の制なり。此によりて土地共有の狀態の上に私有制度の端緒を啓き、其發達を助けたること大なり。

莊園 其結果藤原氏に至りて莊園なるもの各地に起り、豪族權門の經濟的實力頓に加はれり。平氏の權力は莊園の力に基くものにして、源氏は其後を承けて終に封建制度を起せり。莊園盛大の時代は之を莊園經濟の世と稱するを得可し、莊園を中心とする經濟組織の意なり。

鎌倉時代より元龜天正の頃までは封建の世にして、之を封建經濟と稱す。封建經濟とは各地方に分立割據する封建諸侯を中心とする經濟組織の發達したることを云ふ。北條氏の代には専ら諸侯の分權を認め、幕府は唯だ大體を綜ぶるに止めて、主力を國內平和の維持に注ぎたれば、各地所在の武門の經

濟上の獨立確實となれり。足利氏の盛なるに及び、支那より鑄錢を輸入すること屢々ありて、貨幣經濟發達の基礎漸く成り、又支那との貿易は珍奇の物品を我に齎らし、經濟的活動に刺戟を與ふることに鮮らず、自足經濟を去りて流通經濟に移る勢を進めたり。されば豊臣氏に至りては、支那を征服せんとして

先づ朝鮮を併せ、我邦の經濟的勢力海の内外を壓せんとする程となれり。然れども國權統一の業は徳川氏出でて始めて大成するを得たるものなり。

江戸幕府の治世は名は封建政治にして、諸侯の分立を認めたり、雖も事實に於ては封建經濟は漸く廢れて、中央集權の國家を中心とする國民經濟徐々に成れるものなり。此時代は之を稱して國家自足經濟とも云ふを得可く、國內に分立する各自自足經濟は自足の障壁を撤して、分業と交換を主とする流通經濟に推移るに共に國全體としては外に對して嚴に鎖國の主義を勵行した

り。鎖國の國是は豊臣氏の國民膨脹の後を承けて、國權統一内容充實の事を主とし、社會存在の基礎を固め、國內の平和を保ち、依つて以て經濟生活の健全

なる發達を得せしめたり。我邦の國民經濟は此二百餘年間の平和的進歩の間に保育せられたるものにして明治維新の宏謀は其業を完成したるものなり。日清日露兩役を経て我國民經濟の發達は世界經濟の中に於て第一等國の班に列るを得るに至り、經濟發達の順序の最上段に達したるものとす。

家族・都市・國民經濟の概

歐洲諸國に就て經濟發達の順序を大別して、家族經濟都市經濟國民經濟の三期となすことあり。但し此は一部學者の説にして、今日に於ては異論少からず。殊に我邦に於ては都市經濟なるものを認むる能はず故に今詳述せず。

第四章 經濟學の意義及部門

定義

經濟學とは國民經濟を研究する學を云ふ。而して國民經濟は以上述べたるが如く、永き年月に涉り徐々に發達したる產物なり。されば經濟學は必ず歴史的に研究す可きものにして、國民經濟の發達に預りて關係ある事實は皆其中に含まる可きものとす。又た國民經濟を組成するものは經濟單位なれ

歴史的的研究

社會・倫理的
研究

ば其研究も決して怠る可からず。吾人の生活は社會的共同生活にして、其活動は人倫の大則によりて支配せらるゝ、道德的生活なる以上經濟生活の研究はまた社會學倫理學と離る可きにあらず。

學派

經濟學には種々の學派あり、雖も今日に於て一般に認めらるゝ、研究法は

倫理・歴史學
派

一 歴史的 二 社會的 三 倫理的 研究を綜合するものはにして普通之を倫理歴史學派と稱し、之に反するものを個人主義學派と稱す。

經濟學の分類

經濟學の部門は左の如し。

一 經濟原論 國民經濟一般の現象活動を研究す。

二 經濟各論 國民經濟の主なる分科（農工商等）に就て主として政策の方面を研究す。故に又經濟政策とも稱す。

三 經濟史 國民經濟成立の由來を歴史に就て研究し其進化の行程を明にす。

四 財政學 國民經濟中最大の單位たる國家經濟を研究し兼て國民經濟

濟との關係に及ぶ。

經濟原論は普通 一緒論 二生産 三流通に分つ。經濟各論は 一總論 二各論(農工商政策等)に分つ。經濟史は各國別に研究することあり、農工商業史に分つことあり。又た諸國を比較研究する比較經濟史あり。財政學は國家財政地方財政の二大別し更らに歳出歳入公債豫算等に分つを普通とす。總て此等の區分は學者によりて多少の相違あるものにして、必ずしも確定不易のものにあらずと知る可し。

第二編 生産

第一章 生産總論

第一節 生産の意義

生産は利用を
生ずることな
り

生産とは物を作り出すことを云ふ。物を作り出すと云ふは無より有を生ずることにあらず、有るものを變ずることの謂なり。凡そ天地間にある自然の物質も力も、ともに不増不減なることは、物理學上の定理にして、吾人人類は如何なる工夫を以てするも之を左右すること能はざるものとす。故に物を作り出すとは物質又は力を創造するの謂にあらず、吾人は唯だ天地間に存在する物質と力を按排して、其状態を變化し得るに過ぎず。而して物を作り出すと云ふは、此變化により吾人の意志する状態を現出することに外ならず。

吾人の欲する状態に物質ミカを變ずるは、畢竟之によりて吾人の目的を實現せんが爲なり、而して前に述ぶる如く物及力が目的を實現する場合は利用なり。されば生産ミカは利用を生じ又増す可き變化を云ふものご知る可し。

自然状態變化の二種類

凡そ天地間の物質ミカの状態の變化を大別すれば、二様あり。即ち

一 自然其もの、働のみより起る變化

二 人間の意志により其働に促されて起る變化

是なり。第一の變化は毫も人間の意志に關係なく、又其働に促さるゝことなき起るものにして、春花咲き秋實るが如き、單に自然界の状態に於て原因結果の理法の作用に基くものなり。第二の變化は人間が一定の意志を定め目的を立て、之に應ず可き變化の起る様人力の働きを自然の上に加ふるによりて起るものなり。但し如何に目的を立て、人力を施すも、元來變化の起るは自然の働きに因るものにして、吾人は唯だ自然の働きに就て原因結果の理法を會得して其發動を促すに過ぎず。されば第一第二の變化共に畢竟自然の

人間の意志及働きの有無

現象にして、唯だ其間に人間の意志ミ働きの加はらざるを第一の變化ミ云ひ、其加はるを第二の變化ミ云ふの差あるのみ。例へば野生の草木の成長するは第一の變化にして、人間が苗を育て之を植ゑて成長を期するは第二の變化なり。農夫が一定の種類の種を地に蒔き、之を培養して秋の收穫を得るは人間の意志ミ働きに因るものなれども、抑も植物成育の事は自然界の原因結果の理法の致す所にして、此れなければ農夫如何に苦心經營するも一粒の米をも得る能はざるなり。故に人間の働きは自然界の變化が、吾人の望に合ふ可き様に工夫を凝して、其發動を促すに過ぎざるものなり。

生産の定義

さて生産は右の第二の變化により利用を生ずることにして、第一の變化により物ミカの状態を變化するは生産ミ稱せず。詳しく云へば、人間の意志に基き、人間の働きにより自然を促し物ミカの状態を變化して、吾人の目的を實現す可き様利用を生ずることを稱して生産ミ云ふなり。

技術及技術上の生産

生産を營むに際し人間が一定の意志を立つる以上は、必ず其の意志の貫徹

せんことを圖るは當然なり。従つて生産上意志の貫徹を圖る爲に、吾人の働
きに一定の順序を立て、自然界の原因結果の法則を運用する道あり、是れ即技
術なり。生産には必ず技術あり、吾人は技術の行程を履みて始めて目的を其
實現を結び付くるを得るなり。文明の工夫は常に技術の發達を提攜する
ものにして、技術は人間が自然に打克つ可き戰術を看做す可し。技術の行程
を履みて利用を生ずることを名けて技術上の生産と云ふ。

經濟上の生産

然るに、右の如く物ミカの状態に變化を起すには、單に技術上の働きにのみ
に止まらず、吾人はまた之れが爲に既に有する物ミカを犠牲として提供す
るを常とす。換言すれば、生産は利用を生ずるに方り費用を要するものなり。
費用と利用との比較に基き状態の變化が吾人の目的に對し如何の關係を生
ずるやを評定するものは價值なり。吾人は常に技術の上にて於て意志を實現
するのみならず、其生産が新たに價值を生じ又は増すことを目的とする場合
多し。技術上の生産が利用を生じ又増すのみならず、價值を生じ又増す可き

價值

利用と費用

ことを意志して行はるゝときは、之を經濟上の生産と云ふ。經濟上の生産は
皆技術上の生産を兼ねるものなれども、技術上の生産は必ずしも皆經濟上の
生産たるものにあらず。

經濟學上の生産

經濟學に於て單に生産と云ふときは、經濟上の生産を指すものとす。

第二節 生産の歴史上の種類

生産の三種

經濟上の生産を歴史上の發達の順序により分類するときは左の三種とす。

一 自給生産

二 註文生産

三 商品生産

自給生産

經濟生活の幼稚なる時代に於ては、自ら耕して食し、自ら織て衣るを専らと
し、生産したるものを他人に授け、又は他人の生産したるものを受くること甚
だ稀なり。此場合の生産は即ち自給生産にして、生産は交換と何等の關係な

きものなり。今日にても山間僻地の農家の間には此種の自給生産行はる、場合あり。又共産制度の行はる、所に於ては生産は皆自給生産なり。分業と交換と漸く起る時代となりては、自給生産は已み、註文生産行るに至る。註文生産とは他人の註文を受け之に従て生産を営むことを云ふ。即ち生産と交換との間に多少の關係を生じ、生産したるものは之を他人と交換して始めて利用を完うするものなり。今日にても註文生産の例は甚だ多し。例へば大工左官等が註文によりて家屋を作り器具を製する如きは是なり。就中勤勞の給付は専ら註文を待て始めて行はる、ものにして、車夫、理髮師、辯護士、醫師の如き皆然り。

然るに分業交換著しく發達するに及びては、商品生産起りて最も重要な地位を占むるに至る。殊に今日の經濟生活の常態は、生産品は生産者より直ちに消費者の手に渡らず、其間に仲介者ありて概ね幾回もなく交換を重ねて後始めて消費者の手に歸するものとす。斯く交換の料たる財を名けて商品とす。

商品及商品生産

自給生産を消費と看做す

云ひ、商品とする目的を以て生産するを商品生産と云ふ。されば商品生産は生産品が交換の用に供せらる、ことを豫期するものにして、自給生産の場合には正反對に生産と交換とは密接離る可からざる關係を有するものとす。今日の生産は主として此意味の商品生産なり、故に交換に關係なき自給生産は生産にてありながら、普通消費の中に含まる、ものと看做さる例へば、一家内に於て衣食の品を作るが如きは是なり。

第三節 生産の實際上の種類

職業と營業

今日の經濟生活に於ては、生産の業は之を常業とするものによりて營まるるを例とす。或一事を生活上の常業とするときは之を職業と名け、職業の目的技術上の生産のみに止らず、貨幣價值を得んと欲するときは、即ち貨殖を期するときは、之を營業と稱す。通例職業と營業とは一致するものなれども、性質上必ずしも同一のものにあらずと知る可し。

人口の統計上の分類

凡そ一國民經濟内にある人民は統計上之を一職業を有して生活するもの、二人の家庭に雇れて生活するもの、三人の家族として生活するもの、四職業を有せず他の収入によりて生活するもの、四種に分つ。一を有業者二を家事使用人 三を従屬家族 四を無業者と名く。

職業の分類

有業者の職業又は營業を大別すれば左の五種あり。

- 一 農業牧畜林業漁業(原始生産業と云ふ)
- 二 工業及鑛業
- 三 商業及交通業
- 四 公務及自由職業
- 五 其他の有業者

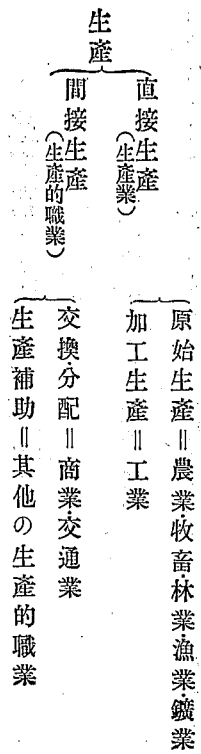
狹義の生産

右の中經濟上生産業の三大種類は第一第二第三とす就中農業と工業と最も重なるものにして最も狹き意義の生産業たるものなり。然れども今日の生産は概ね交換の助ありて始めて營まる、ものなれば交換を司る商業も

廣義の生産

廣き意義にては生産業と看做さるゝものとす。

商品生産の世に於ては直接の生産者は從にして間接の生産者却つて主たり實際に於て生産の事を創め計劃を立て之を主宰するものは商業者に屬するもの多し。是れ商業を廣義の生産と看做す所以なり。然れども精密に云ふときは商業は間接の生産にして其他生産を補助する交通業公務自由業等と共に、何れも生産的職業には相違なきも直接の生産業たらざるものとす。乃ち生産の實際上の種類を表示すれば左の如し。



第二章 生産の要素

第一節 生産の根本的要素

發動、實行、
受動

經濟上の生産は人間の意志之を發動し、人間の働き之が實行の任に當りて、自然界を促して價值を生ぜしむることなり。されば生産の起るには、先第一に人間の意志の發動あるを要し、次に之を實行する勞働、其働を受くる自然物、自然力あるを要するなり。此を總稱して生産の根本的要素と云ふ。

發動の要素 人間の意志

實行の要素 人間の勞働

受動の要素 自然界（自然物、自然力）

第二節 生産の實際上の要素

地と勞働

生産の實際上の要素にして何れの時代にも必ず存するものは勞働と土地なり。經濟生活の幼稚にして分業交換の發達せざる世に於ては、生産發動の要素と實行の要素とは多く同一人の兼ねる所にして之れを總稱して勞働と云へり。而して私有財産制度未だ起らざる間は、受動の要素は共同に使用せらるゝ土地ありしのみ。然るに經濟生活の進歩に伴ひ、勞働は専ら實行の要素のみを指して云ふこととなり、發動の要素として企業なる別箇の要素起り、他方に於て私有財産の發達に伴ひ、土地の外に資本なる受動要素生じ、生産要素は 一企業 二勞働 三土地 四資本の四者となるに至れり。

企業と資本

差異の要點

企業は主たる生産の活動にして、勞働は従たる生産の實行を云ひ、土地は増すを得ざる受動要素にして、資本は増し得る受動要素なり。然れども實際に於ては其分界は混同し易し。以下順次之を説明せん。

第三章 企業

第一節 企業の發達

企業なき時代

自給生産のみ主として行はれたる時代に於ては、企業なる獨立の生産要素存せず生産せんとの意志を立つる人直ちに之を實行する人を兼ねたり。故に技術上の生産と經濟上の生産との區別存せず、利用の發生と價値の發生とは全く一致せり。之を企業なき時代と云ひ、獨逸の學者マルクス氏は之を勞働行程の時代と稱して價値行程の時代と區別したり。即ち苟くも人間が生産に與ることは一切勞働にして發動實行の別なく總括して一の生産行程たりしものとす。然れども審かに云へば、此時代に於ても主として生産の發動を擧るものと、從として實行の任に當るものと、其間多少趣の異なるものあり

勞働行程と價値行程

主從的分業

しこころは疑ふ可からず。即ち男女の分業著しき所に於ては男子は主として發動者にして女子は概ね實行者なり。我邦には昔は品部の制ありて、伴造又は伴緒と稱する部の長は生産を指導主宰し、部曲の民は其下に立ちて生産實行の任に當れり。此等を總稱して主從的又は家長的分業と云ふ。

動産の發達

交換と分業と漸く普及するに及び、代物又は貨幣に換へて生産品を他人に授くることを常となり、自給生産廢れて、註文生産多く行はれ、從て生産發動の意志は生産者其人に存せず、反つて消費者たる註文主の定むる所となれり。然れども未だ企業なる獨立の生産要素起らず、唯だ勞働行程の上に就て多少の分化生ずるのみ。此に就ては私有財産制度の發達與て力あり。當時土地は概ね未だ共有財産なりしも、動産は漸く私有財産として個々の人の占有する所となり、從て多少なりとも動産を私有する勞働者も、全く之を有せざる勞働者とは同じく勞働者ながら稍々生産上の地位を異にするに至れり。私有ある勞働者は獨立して生産に従事するを得たるも、之なきものは他人

資本的勞働の發達

に従屬して生産を營まざるを得ず。前者は生産に於いて主たる地位を占め、後者は従たる地位に甘んじたり。是に於て生産受動の要素は概ね資本の性質を帯ぶることとなり、資本を有するものは主にして、然らざるものは従たり。而して此くの如き資本的勞働の最も發達したるものは手工業の親方なりとす。

資本的農業の發達

私有財産の思想漸く普及するに至りては、土地も事實上（名義上然らざるも）私有財産となりて生産上に於ては資本の性質を帯ぶることとなり。故に實際に於て多少なりとも土地を私有する農夫も、全く有せざる農夫も同じく農業を營むものながら、著しく經濟上の地位を異にするに至れり。英國の『ヨーマン』我邦の郷士の如き前者の例なり。之を要するに、此時代は企業成立の準備時代にして、未だ完全獨立の企業は存せず。

企業の成立

企業の發達は端を商業に發せり。元より以上述べたる時代にも、商業は存したれども、之を農業に比すれば極めて微々たり。然るに近世に至り商業大

に發達し、管に外國との間のみならず、國內にも交換の習慣普及することとなり、計文生産は廢れ、商品生産代りて起るや、茲に生産發達の意志を掌る獨立の要素として企業成立するを見たり。

企業の起源

企業の任に當るものは多くは商人の階級より起る。殊に工業に於て從來の註文主に代り、各工業生産者に生産の方針を授け、資本を供給し、生産の全體を指導監督し、生産品を活用して効果を收むるものは概ね都市定住の商人なりき。又資本的勞働者の中漸く發達の任務を専らとするもの起れり。農業にては『ヨーマン』工業にては富有なる親方の如き是なり。殊に主從的分業に於て主人たるもの、力強き所、企業の發達亦た速なり。然れども企業成立の中心たり、其進歩の先鋒たるものは必ず商業より起りしものと知る可し。

第二節 企業の意義

企業の定義

企業とは商品生産に於て生産發達の根元たるものにして、受動の要素たる

土地及び資本を實行の要素たる勞働を自己の創意を責任の下に結合して貨殖を圖る經濟單位を云ふ。故に企業は最も純粹の意味にての生産者なり。企業が勞働を分れて獨立する時代は勞働行程の時代に對して價值行程の時代を云ふ。蓋し企業が實現せんを期する目的は單に利用の發生増進にあらずして貨幣價值の發生増進なればなり。斯く企業の目的とする貨幣價值の増加を名けて餘剩價值を云ふ。即ち企業は餘剩價值を得んとする生産の主宰者なりを知る可し。

餘剩價值

經營の分立

餘剩價值を主たる目的とする商品生産に於ては、企業を經營を分立するものなり。經營は勞働行程の上に就ての組織にして、企業は價值行程の組織なり。兩者は均しく生産上の組織なれども、其目的とする所は異れり。

企業の任務

- 一 生産の方針を立て之を指導すること。
- 二 生産上の全責任を負ふこと。

企業家の三資格

三 生産の結果を活用し餘剩價值の多少に伴ふ損益を負擔すること。而して此任務を全うする爲には、企業家は通例次の三箇の資格を兼ね備ふるものなり。

- 一 生産の危険を計算しを負擔すること。
即ち最狹義の企業主たる資格。
- 二 生産に要する資本を有し又之を運用すること。
即ち資本主たる資格。
- 三 他人を雇入れ之を生産の爲に使役すること。
即ち雇主たる資格。

資本主并に雇主たる資格を具へずとも、第一の資格を有すれば企業主と稱す可きものなるや疑なし。雖も今日の實際に於て一般に企業主と云へば概ね以上三資格を兼備するを常とす。蓋し受動實行の兩要素を結合せん爲めには、企業主は此等を流通の關係によりて先づ我物となし自由に之を處分し

使用することを要すればなり。

第三節 企業の形態

企業の五形態

企業の形態には左の五種あり。

- 一 個人企業
- 二 會社企業
- 三 組合企業
- 四 團體企業（又は公企業とも云ふ）
- 五 合同企業

個人企業

個人企業は歷史上より見るも、今日の實際に就て見るも最も廣く行はるゝ所にして、獨り純粹の個人の掌るものを云ふのみならず、所謂家族企業をも含むものとす。事業の性質上個人の技能を要すること多く、事情の變遷著しきものに適せり。例へば、一般の物品賣買商業の如き是なり。其反對に事業に

會社企業

多額の資本を要し、多數の勞働者を使役するものには適せざる場合多し。

會社の種類

會社企業は長短とも恰も個人企業の正反對にして、事業の性質變化少く、個人的技能の影響を被ること多からず、而して多額の資本を要するものに、最も適するものとす。會社には左の種類あり。

- 一 合名會社
- 二 合資會社
- 三 株式會社
- 四 株式合資會社
- 五 有限責任會社

右の中合名合資株式三會社を最重なるものとす。三者の異なる點は 一 法律上 二 經濟上にあり。

法律上の異同

法律上の差異は専ら責任の限度如何にあり。合名會社に於ては責任は無限にして社員は自己の財産全部を以つて責に任ず。株式會社の株主は其正

反對に責任は有限にして資本金として醸出したる株式の金額を限度とし、其他に及ばず。合資會社は其中間において、有限責任社員と無限責任社員とより成り、前者は株式會社の株主の如く一定の出資額のみを責任を負ひ、後者は合名會社の社員の如く無限に自己の財産を以て責任に應ずるものなり。

經濟上の異同

經濟上三者の異なる點は、主として資本勞働の出資の關係如何にあり。即ち合名會社に於ては、企業者たる社員は資本勞働兩ながら之を醸出し、株式會社に於ては、株主は單に資本のみを醸出し、勞働は凡て他より雇入れたるものに一任するものとす。合資會社は以上兩會社の中間にありて、社員中資本勞働共に之を醸出するものあり、單に資本のみを醸出するものありて、前者は企業凡ての資格を備へ、後者は其一部を備ふるに過ぎざるものとす。之を要するに、合名會社は會社企業中には最も個人企業に近きものにして、株式會社は最も遠きものと知るべし。

會社企業と個人

合名會社と個人企業と異なる點は、前者は數人の力と資本とを合して一會社

個人企業との比

を立て、後者は一個人又は一家族のみに限るにあり。蓋し個人又は家族の力と資本とのみにては、規模大なる事業を営むこと難き場合に、合名會社の必要起るものなり。而して事業彌々大にして合名會社にても資本足らざる場合に、資本のみを醸出する社員を加ふるものは、即ち合資會社となるなり。更に事業大にして資本を要すること多き割合に、其性質は變化少く概ね劃一的に營むを得る業に於て、廣く一般公衆より資本を醸集し得る爲には、株式會社の形態最も適せり。

株式合資會社

株式合資會社は株式會社と合資會社とを合せたるが如きものにして、株式のみを有する株主と無限責任社員とより成るものとす。此形態は株式會社の取締嚴重にして、其設立に困難多き國に多く行はるゝ所にして、我邦に於ては實際に存するもの稀なり。

有限責任會社

有限責任會社は、我邦の法律には未だ其規定なしと雖も、西洋殊に獨逸に廣く行はるゝ形態にして、有限責任にてあり乍ら株式を發行せざるものにて、實

際上甚だ便利なり。

組合企業

組合企業は我邦の産業組合是に當り其に三種あり、消費組合流通組合生産組合是なり。我邦の産業組合法にては信用販賣、西洋にては消費組合は著しく發達せり、我邦にては然らず。生産組合我邦の利は西洋にても成績を擧げたるもの多からず、流通組合中信用販賣購買組合には事績の見る可きものあり。嚴密に云ふときは組合企業は元來企業にあらず、却つて企業を制限し又は廢せんとするもの多し。

團體企業

團體企業又は公企業は國家自治體等の公共團體の企業を云ふ。我邦にては自治體は營利事業を營まざるを原則とすれば、公企業は企業を看做すを得ず。然れども事實上國有鐵道專賣事業官立工場等は國家の企業にして市街鐵道瓦斯電燈業の如きは自治體の企業なり。道路港灣郵便電信造幣事業の如き國家事業水道學校圖書館等の如き自治體事業は單に收入を得る爲の營利事業に非ざる故企業にあらず。我邦にては是等を稱して公營造物と

合同企業

『カルテル』

云ふ。合同企業に二種あり 一企業聯合 二融合企業是なり。一の例は『カルテル』にして 二の例は『トラスト』なり。『カルテル』は、各々企業者其々に獨立しつゝ、唯だ或種の事項を限りて、申合により聯合して同一手段を取るものにして、或は賣價を共同にし或は販路に就て協定し或は生産高を限定する等あり。其中最も重なるは、生産品の賣價を維持し又は之を引上げんとすること是なり。而して之は交換分配上の關係にして生産上の關係にあらず、生産上にては消極的に生産高の制限に就て協定するも、直接生産其事に就ては各企業は獨立するを常とす。『カルテル』の起るは、多く價格下落就中不景氣の際に於て、殊に固定資本の額多く容易に他業に移る能はざる事業に於て見るものにして、其性質は専ら消極的自衛的なるを常とす。『トラスト』は之に反し積極的進取的のものにして、多數の企業を融合して一大企業となし、生産上に獨占の利益を收め販路を一手に歸せしむるを目的とす。従て各企業は全く其獨立を失ひ『トラスト』の一部分と成り了るを常とす。『カル

「トラス」は歐洲殊に獨逸に行はれ、「トラス」は米國に盛なり。我邦に於ては、紡績業及製糖業に稍々有力なる「カルテル」あり、「トラス」には未だ見る可きもの無し。

第四節 經營の形態

大經營・中經營・小經營

經營の形態は規模の大小の上より見れば 一大經營 二中經營 三小經營の三種あり。大任掛中任掛小任掛の生産も稱す。農業に就ては略して大農中農小農と云ふ。

其得失

工業に就ては大經營の利益は甚だ著しく、小經營は漸次大經營の爲めに壓倒せらるゝ傾あり。商業に於ても卸賣は勿論小賣までも大經營漸く盛なり、「デパートメントストア」は其最も著しき例也。交通業に大經營の利益多きは言を俟たず。然るに農業に於ては大農必ずしも有利ならず、却つて中農小農を勝れりとする場合あり。但し、我邦の小農中には極小に過ぎて甚だ不利なるもの尠からず。

性質上の四形態

次に性質の上より經營の形態を分類すれば左の四種あり。

- 一 單獨經營 一人にて生産に従事す
- 二 家族經營 家族と共に生産に従事す
- 三 助工經營 助工と共に生産に従事す
- 四 資本的經營 資本を中心として立つる經營にして、生産指導者（企業主）生産實行者（勞働）とは全く人を異にす

歴史上の順序

右はまた歴史上發達の順序に合ふものにして、就中助工經營の最も發達したるものは手工業なり。而して之より資本的經營起れり。資本的經營に二種あり。先きに起れるものを一分散的經營と云ふ、其最も重要な例は家内工業なり。次で起れるものは二集中的經營にして、其の代表者は工場となり。工場に 一機械を用ふる工場 二用ざる工場あり、前者を完全なる意義に於ける工場とす。英語にては前者を「ファクトリー」と云ひ後者を「ファクトリ」

『マニユファクチュア』を『マニユファクチュア』と稱す。

第四章 土地

第一節 土地の性質

技術上の三性 土地には 一 技術上の性質ミ、二 經濟上の性質ミあり。技術上の性質は分つて三ミす。

一 負擔能力 總ての生物（動植物）無生物（礦物）を包藏し、人間の生活に立場を與ふる力を云ふ。

二 栽培能力 植物を栽培し之を保持する力を云ふ。

三 營養能力 植物の成育に必要な養分を有し、之を與ふる力を云ふ。

土地の經濟上の性質には 一 人力を以て左右し得ざる性質ミ、二 人力を以て左右し得る性質ミあり。前者を土地の不變性（又は固有性）ミ云ひ、後

經濟上の二性

者を土地の可變性（又は資本性）ミ稱す。

面積及地位

土地の不變（固有）性は専ら面積ミ關連するものにして、面積の有する地位之に附帶す。面積ミは地球表面の一部分の謂にして、人力を以て増すことも減ずることも爲し能はざるものなり。故に之を不變性又は固有性ミ稱す。吾人は生産を營むに當り必ず先づ地球の表面上に一定の面積を得て之れを立場ミ爲すを要す。地球の面積は終始定りたるものなれば、吾人の取り得可き面積は極めて有限なり。然るに吾人は一定の立場を得たるのみにては生産を營む能はず、自然界の與ふる空氣光線溫度濕度を受けて始めて自然狀態を變化し得るものなり。此等を總稱して土地の氣候的事情ミ云ふ。さ

氣候的事情

て地球上の面積は決して一樣の氣候的事情を有するものにあらず、緯度の差山川の形勢等により空氣光線溫度濕度の配布の狀に大差あり。又た自然に存し若くは成育する動植物の分布、礦物存在の多少も地球上處により大に異れり。此兩種の事情を定むるものは一定の面積の有する地位是なり。地位

の優良適當なる處に面積を得るものは、大に生産の効果を擧ぐるを得可く、然らざるものは、大の勞働に對して得る所少かるべし。されば面積其ものが始より極めて有限なるに加へて、好地位にある面積は更に猶一層有限なり。吾人人類は文明の工夫により、多少は地位上の困難に打克ち不便を取除くを得ざるにあらず、雖も大體に於ては殆んゞ之を左右すること能はざるものなり。斯く面積と地位とが不増不減なることは生産要素としての土地の特質にして、此が爲めに經濟上に被むる影響は甚だ大なり。

豊度

土地の資本性は其主なるものを豊度とす。豊度は右の面積の反對に、著しく人力を以て左右し得るものにして、従て面積の有限より起る作用を緩和すること甚だ大なり。是れ可變性と稱せらるゝ所以なり。此の可變性の増進は勞働の結果にして、其の作用は次に述べ可き資本と其性質を同じくす。故に之を稱して土地の資本性とも云ふなり。吾人は土地の豊度を増進して、面積の不足地位の不利に打克つことを得るものなり。土地の豊度とは、主として

物理的成分

て植物を生ずる力を云ふものにして、一 物理的成分 二 化學的性分の二より成る。物理的成分とは、技術上の栽培能力の事にして、植物の根を完全に保持し得る堅さ、水及空氣が十分に疏通し得る軟さを適當に有することなり。化學的成分とは營養能力を云ふものにして、専ら植物の成育に必要な無機物（鹽物）を植物が吸収し得る状態に於て含有すること云ふ。尤も植物の大部分は有機物（主として炭素、酸素、水素、窒素との化合物）より成り、之を空氣及び水より得るものなり。植物の少部分即ち平均二十分の一は鹽物にして、此部分は悉く之を土地より得るものとす。

有機物

無機物

化學的成分

耕耘、肥料

以上の兩成分は本來土地に具はるものにして、人間の力を加へずとも土地は植物を生育する力あるものなり。されども農業の技術を應用し、人間の力を施して之を適當に變化するときは、土地は著しく其豊度を増す可し。農夫の土地を耕耘するは、土壤を軟かにし、空氣及水の流通を良くする所以にして、肥料を施すも單に養分を増すのみならず、土地の物理的成分を變化するの作

用あるなり。土地の化學的成分は肥料を施して磷酸加里及石灰の不足を補ひ、又耕耘により地中に潜める無機物を空氣に觸れしめ、其作用を大ならしむるにより、之を増進するを得るなり。灌溉疏水の業亦然り。

固有性資本

之を要するに、土地には人力を以て左右し得ざる不變の固有性ありて生産を制限するものなれども、同時に又人力を以て豊度を増進せしめ、右の作用に逆行し得る可變の資本性を有するにより、其制限は或度迄は之を取除くを得るものと知る可し。

第二節 收穫遞減の法則

土地の豊度は人力を以て左右し得ること右の如くなれども、此作用も或程度以上に及ぶこと能はず。吾人が資本と勞働とを費して、土地の物理的化學的性分を増進し得る範圍に限り、吾人は無限に土地の收穫を増加することを得ざるものなり。其故他なし、土地は收穫遞減の法則の支配を受くるもの

なればなり。

定義

收穫遞減の法則とは左の如し。

一定の土地に資本勞働を費すこと或程度以上に及ぶときは、其收穫は絶對的には増加するも、相對的には遞減する傾向あり。

例證

例へば費用十に對し、三十の收穫ありし土地に、費用二十を與ふるも六十の收穫なく、五十の收穫を得るに止るが如きはなり。絶對的收穫即ち全體の收穫の量は、三十より増して五十となりしも、其の相對的の増量即ち收穫増加の比例は、三倍より減じて二倍半となるなり。故に同比例の増收（即ち六十）を得んことを欲せば、資本勞働の費用を増加せざる可からず。但し農業技術の改良（耕作法の進歩、有効なる肥料の發明等）行はるとときは、此法則の作用停止せらる可きこと勿論なりとす。

最小率要件の法則

右の法則と關連して、土地の收穫を支配する一作用あり。即ち土地の收穫は所要の諸要件中、最小率に於いて與へられたる要件の増加以上に増加する

能はざる傾向あることは是れなり。他の要件は如何に十分に具備することも、最小率を以て投下せられ若くは最小率に於て現存する要件を増加するに非る限り、收穫は増加せず。其反對に、此要件をだに増加せば他の要件は其儘なりとも、收穫は増加す。農業上此の傾向を稱して最小率要件の法則と云ふ。

土地と勞働及資本との關係

さて土地は面積に限りあり、地位之に加はりて更らに有限なるに茲に又收穫遞減の作用ありて、人力を以て左右し得る豊度の増進にも又た制限あり。從て生産要素としての土地は常に生産上大なる困難を構へ、吾人をして絶えず不足を感じしむるものなり。此困難不足に打克つ能はざれば、吾人は生産を増すことを得ず。故に吾人は常に其工夫を怠る可からず。其工夫は即ち勞働なり、而して資本は勞働を援けて此強敵と戦ふ手段なりとす。

第五章 勞働

第一節 勞働の意義及種類

定義

廣義の勞働

勞働とは力を出すことなり、吾人が力を出すに其以外に何の目的もなきときは遊戯と云ひ、或目的ありて之を實現する手段として力を出すときは勞働と云ふ（廣義の勞働）。經濟上にて勞働と云ふときは、生産實行の爲めに力を出すことにして、而して今日の商品生産の世にありては、主として生産意志の實行の任に當ることを意味す。殊に主として他人の意志に服従し、他人に雇れて貨幣價値を得る爲めに、苦痛を忍んで努力する經濟行爲を勞働と稱す（狹義の勞働）。

種類

主として精神を役するか、身體を働かすかによりて勞働を區別すれば、一 精神的勞働、二 身體的勞働の二種となり、特に素養あるを要するか、又は誰人にも爲し得るかによりて、一 習熟（又は精練）勞働、二 不習熟（又は不精練）勞働の區別あり、獨立して營むか、他人に雇はるゝかによりて、一 獨立勞働

働 二 雇 傭 (賃 銀) 勞 働 の 別 あり。又 指 導 の 任 に 當 る を 一 指 導 的 勞 働
と し 執 行 の 任 に 當 る を 二 執 行 的 勞 働 と 云 ふ こ と あり。今 日 大 多 數 の 勞 働
者 は 身 體 的 不 習 熟 雇 傭 (賃 銀) 執 行 的 勞 働 を 營 む も の に し て 生 産 の 進 歩 は
未 だ 其 數 を 減 ず る の 作 用 を 有 せ ず。

第二節 勞働の増進

數量的及品質
的増進

勞働の増進には 一 數量的増進と 二 品質的増進とあり。數量的増進と
は 勞働者の數の増加を云ふ而して之を左右する條件は (甲) 人口全體の増
加 (乙) 人口中勞働者となるもの、増加の二なりとす。

數量的増進

さて人口全體の増加は出生數より死亡數を控除したる殘數に因るものに
して之を自然増加數と云ふ。故に出生數増加して死亡數依然たるか、出生數
は依然として死亡數減少するか、何れの場合にも自然増加數は上進して一國
全體の人口數は増すものとす。出生數の増加は専ら 一 結婚者數の増加

自然増加

出生數

死亡數

二 一 配偶の出生率の増加によりて定めらるゝものにして死亡數の減少は一
般衛生狀態の進歩、生存年齡の伸長より來る。出生數増加するも死亡數も亦
増加するときは自然増加數は上進せず。出生數増加せざるも死亡數減ずる
により自然増加の率高まるを最も健全なる態とす。英佛瑞典の如きは是なり。
我邦は出生數も死亡數も共に大なるは喜ぶ可き事に非ず。

移民數

自然増加の外猶全體の人口數を左右する事情は移民にして移出民數は之
を控除し移入民數は之を加算して始めて眞の全體増加數を知る事を得べし。
我邦には移入は殆んど無く移出のみあり故に自然増加だけ全體人口は増加
せず、北米合衆國の如きは其反對に移入民の數甚だ多き故全體の人口は自然
増加以上に増殖するものとす。

さて人口の自然増加に就ては、マルサス氏の人口法則なるものあり。其大
意左の如し。

マルサス氏の
人口法則

凡そ人口は自然の作用に放任する時は、食料の増加する割合よりは速に増

加する傾向あり。概して云へば食料は一二三四五六七八九の如く等差的に増加するに過ぎざるに、人口は一二四八十六三十二六十四百二十八二百五十六の如く等比的に増加する傾向あり。故に人間自ら人口増加を制限せざる時は自然の作用起りて過超の人口数は之を滅亡せしむるものにして、之を名けて積極的の防遏云ふ。此防遏を免れんことを欲せば吾人は自己の力により之を豫防する方法を講ぜざる可からず、之を豫防的制限云ふ。右マルサス氏の説は必ずしも皆當れり云ふを得ざるも、人口は食料よりも迅速に増加する傾向あり、食料を産出す可き土地の面積並に其豊度は有限なるに、之によりて養はる可き人口は無限に増加せんことをする傾向を有するところは明白の眞理にして毫も疑を挟む能はざる所也。

労働者數

故に人口中労働者となるもの、多少は國民經濟を維持し、又た之を發達せしむるに就て重大の關係あるものなり。さて人口中労働者たるもの、多少を定むる條件は種々あり。(一)人口の年齢別(殊に壯年者數の多少)(二)人

口の體性別(男子多きときは労働者多きを通例とす、但し近來は女子労働者の數著しく増加する傾向あり)(三)人民の健康狀態等皆關係あり。就中最も重要なものは人口の密度集中分布の狀態はなりとす。人口の密度高く、一方に集中し、都會と田舎と比して、都會に人口多く分布せらるゝ處は、労働者數は勢ひ多きを例とす。

品質的増進

然れども人口中労働者の數多きのみにては、有限なる土地の生産を以て、無限に増殖する全人口を養ふこと難し。國の労働者の労働に品質的増進なきときは、數量的増進は却つて國を貧ふする所以となる可し。労働の品質的増進は労働の生産効程(能率)の増進を云ふものにして、之を左右する條件は左の三者なり。

生産効程

労働心刺戟の
四要點

- 一 労働心の刺戟。之に四様あり。
 - 甲 一般に勤勉力行の風厚く、殊に労働を尊重すること深く、社會上労働者の地位高く、其生存の安定せること。

乙 雇主と労働者との間柄圓滿にして、就中雇主が労働者を蔑視せず、之を對等の人格者と認めて待遇する風の普きこと。

丙 社會政策労働保護の設備十分なること、殊に工場法労働保險失業防止及保險養老年金等の制度ありて、労働者の生活に安心を與ふること。

丁 労働者の自治自助を認め、職業上團結の自由を許し、労働者自己の力により、其社會上經濟上の地位を向上するを得る機會の備はれること。

労働條件の三要点

二 労働條件の適當なること。之に三様あり。

甲 賃銀制度の完全にして、労働効程（能率）の多寡に相當する賃銀を適當の方法にて供すること。

乙 賃銀高の多きこと。賃銀高しめて必ずしも雇主は損するものにあらず、却つて其爲に労働効程（能率）増進し、結局雇主も國民一般も之によりて利する場合甚だ多し。

丙 労働時間の短きこと。徒らに長時間労働者を苦使したりして、時間と

比例して生産高多きにあらず、時間適當に短きときは効程著しく高まる場合甚だ多し。

三 労働組織の發達

此項は次節に詳述す。

第三節 労働の組織

種類

労働の組織は分つて左の三種とす。専らブエヒアー氏の説に據る。

一 分業

二 協業

三 兼業

分業

分業とは一人にて爲し得ることを數人數十人に分割し、各人夫々異りたる部分を引受くるを云ふ。此に四様あり。

一 職業分業。農工商等の職業の分立することと云ふ。

職業分業

專業分業

二 專業分業。一職業内にて夫々専門に分る、こゝ例へば鍛冶に金鍛冶、銀鍛冶刀鍛冶農具鍛冶等の専門分る、が如し。

生産分業

三 生産分業。一物の生産行程を數段に分ち夫々別人の手にて營むこゝ、例へば衣服を作るに紡績織物染色仕立等に分つが如し。

作業分業

四 作業分業。一名狹義の分業を云ふ。一經營内に於て技術上勞働行程を數部に分ち各人同時に異りたる一部々々の勞働に従事するこゝ例へばアダムスミスの例示したる如く止針の製造に數十の分業あるが如きを云ふ。

協業

協業とは一人の力にては爲し能はざるこゝを數人數十人力を協せて成就するこゝを云ふ。是れに、一各人夫々に異りたる部分を引受くる結合協業(略して結業)と、二一の仕事を均一部分に分つ集合協業(略して集業)とあり。

結合協業

結合協業とは例へば舵手と漕手餅つき餅こねとの如く相互に關連する

仕事にして性質上一人が同時に兼ねるを得ざる異りたる仕事を同時に結合するものを云ふ。

集合協業

單純なる集合協業

集合協業に二種あり(甲)相互間に連絡なく唯だ一人の力に餘る大仕事を多數者の間に均一分に分ち夫々獨別に之に従事するを單純なる集合協業(略して單純集業)と云ひ(乙)相互に關連する均一分を各人に割當て連合して協業するを連合協業(略して連業)と稱す。例へば數人數十人手を分けて

連業

同調連業

數町歩に渉る山林の樹木を伐るが如きは(甲)なり。(乙)には又二種の小別あり(ア)步調を同調する連業例へば六人一組にて「ピッチ」を合せて一艘の短艇を漕ぐが如し。(イ)步調交互なる連業例へば二人にて一挺の大鋸を以て木を挽くが如きはなり。(ロ)を同調連業(イ)を交調連業と名く。

交調連業

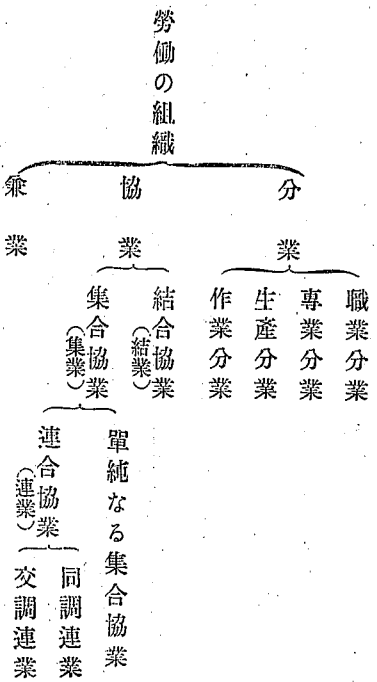
兼業

兼業とは性質上毫も關係なき生産行爲を一人にて兼ね營むを云ふ。農家が副業として小工業を營むが如きは是れなり。近來の大企業殊に「トラスト」に於ける結業企業(コンピョノン)も亦一種の兼業にして其他クルップ製鋼所が造

船業礦業を兼業するが如き我邦にては、北海道炭礦汽船會社の炭坑製材汽船
熔鑛を併せ營めるが如き、三井、三菱、住友諸家の諸事業兼營の如き皆其例なり。
但し此等は企業上の兼業にして、直接勞働の組織にあらず、知る可し。

分業表

以上述ぶる所の勞働組織の分類を表示すれば左の如し。



分業の利益

分業の利益はアダムスミスの説きたる如く

- (一) 各人其長ずる所を業とするにより熟練を増す。
- (二) 常に同一業に従ふにより時間と手数を節約す。
- (三) 勞働行程を單純にし機械の應用を容易ならしむ。

協業の利益

協業の利益は

- (一) 一人の力に及ばざることを成し遂げしむ。
- (二) 多数の力を協はすにより、一人一人の働きを合算したる以上の効果を擧げしむ。
- (三) 協業の爲め分業發達す。

兼業の利益

兼業の利益は

- (一) 一業に餘ある力を利用して無爲を防ぐ。
- (二) 資本に餘ある場合に之を運用する道を開く。
- (三) 各業相助け相互の生産力を増進す。

弊害

但し何れも弊害の伴ふことあるを記せざる可からず。

要するに労働の組織は巧みに之を應用すれば、因て以て労働の効程を大にし、一般に生産力を増進し、有限なる自然の不足を技術上の困難に打克つを得る所以なり。而して其工夫を敏活にして目的を達するには、概ね常に資本の助を藉らざる可からざるものとす。

第六章 資本

第一節 資本の本質

定義 資本とは、剰余価値を生ずる目的を以て使用せらるる、私有財産を云ふ。其主たる任務は、生産に方りて實行の要素たる労働を補助するにあり。資本の生ずる剰余価値はまた資本となるものにして、其経過は之れを自己倍加と云ふ。自己倍加は資本の特性なり。換言すれば、資本とは其もの、増殖するを

非資本

本領とするものにして、増殖せざるものは資本にあらず、非資本なり。土地の資本性云ふは、畢竟土地の増殖性の謂に外ならず。而して此増殖は必ず人間の意志に基き人間の働きと結合して生ずるものとす。今日の商品生産に於ては、其増殖は物質上の増殖を云ふにあらずして、貨幣価値の増殖を云ふ。

収益力

貨幣価値を増殖する力即ち剰余価値を生ずる力を名つけて収益力と云ふ。されば資本は収益力を有する私有財産（略して収益財産とも云ふ）なり。云ふも差支なきものとす。此点より云へば土地も今日の經濟生活に於ては悉く皆資本たるものにして、之を生産に用ふる目的は貨幣に見積らる可き餘剰価値を生ぜんにあり。然れども土地には自己倍加はなく、唯其經濟上の性質たる豊度を増し得可きのみ故に、通例之を資本と看做さず、別箇の生産要素となすなり。但し個人の營利の立場より見れば、土地は純然たる一種の資本なり。

土地と資本との異同

資本性の附與 資本は私有財産なり、私有財産とは社會上の一制度にして、物本來固有の性質

質にあらず。土地は社會の制度如何に拘らず依然として土地たるを失はざるも、資本は然らず。而して私有財産は皆資本たるにあらず、収益の目的を以て生産に用らるゝ私有財産のみ資本なり。収益の目的を立つるは人間の意志之を定むるものにして、物自らに存せず。されば資本とは人間が資本にするによりて成立つものなるを知るべし。さて吾人が資本とすること名けて資本性の附與と云ひ、略して資本化と云ふ、英語にて「キアピタリゼーション」と云ふ是なり。私有財産に資本性を附與する道は (一) 先づ勞働の結果たる生産物を直ちに消費せず之を貯蓄し (二) 貯蓄したるものを餘剩價値發生の爲に生産に活用するにあり。故に資本は過去勞働の結果にして更らに生産に用らるゝものにして、資本成立増殖の道は貯蓄にありと云ふは必ずしも不可にあらず。然れども貯蓄する前に先づ生産することを要す、又た貯蓄したるものは之を營利的に活用するにあらざれば資本となる能はざるものなり。従つて「資本は生産より生ぜず、節儉より生ず」と云ふ説の誤な誤解に關する

貯蓄と資本との關係

貯蓄に關する誤解

ること、并に單に貯蓄のみを重んじ之を生産に活用することの更らに重要なるを忘るゝの不可なることは、言を俟たず。我邦に此種の謬説行はるゝこと、尠からず、經濟學を學ぶ者能く辨別するを要す。

第二節 資本の種類

固定資本

流通資本

若干生産行程に互りて漸次に其形態を變ずるものを固定資本と云ひ、生産過程中に全く其形態を變ずるものを流通資本と云ふ。例へば機械工場器具の如きは固定資本にして、原料燃料の如きは流通資本なり。固定資本の額多きときは容易に他業に移ることを得ず、之に反して流通資本多きときは事情の變遷に應ずるに便利なり。故に固定資本を多く要する業に於ては、會社企業、株式會社最も適し、個人企業に於ては寧ろ流通資本に重きを置くものとす。近來固定資本を要すること大に又多額の固定資本を要する企業多き爲め「カルテル」「トラスト」等の合同企業の發達を促がす傾向あり。

資本の種類と企業形態との關係

其他の種類別

其他資本の種類を種々區別することあり。例へば、(一)不變資本と可變資本の別、(二)融通資本と不融通資本の別、(三)投下資本と運轉(經營)資本の別、(四)自己資本と他人資本の別、(五)物的資本と貨幣資本の別、(六)生産資本と金融資本の別の如きは是れなり。此等の區別は、時と場合により有用なること勿論なれども、右固定流通兩資本の區別の如く重要なものにあらずこと知る可し。

第三編 流通

第一章 總論

第一節 流通の意義

定義

自給生産の世に於ては、生産と消費とは共に同一單位内にて行はれ、單位と單位との間に交渉關係あることなし。之に反し、今日の國民經濟に於ては、一切の經濟的活動は單位と單位との交渉を中心として行はれ、生産も消費も自立單在せず、皆交換經濟の一部としてのみ營まる。此單位間の交渉關係を總稱して流通と云ふ。

交換及分配
流通は普通之を交換と分配とに分つ。交換とは單位と單位との間に財を有償的に授受すること云ひ、分配とは生産に預りたる各單位間に生産の結

果の配布せらるゝことを云ふ。前者は單位の立場より、人々財との關係を見、後者は國民經濟全體の立場より、人々人との關係を見るの差あり。然れども、實際に於ては交換行はるれば必ず分配も起り、分配せんを欲せば必ず交換によらざる可からず故に兩者は分離して考ふることを能はざるものなり。嚴密に云へば、流通も亦生産の一種即ち間接生産にして、之によりて利用を増進することは生産と趣を同ふするものなり。唯だ生産は状態の變化により流通は關係の變化によるを相違の點とす。されば、生産は人間と自然界との交渉を主とし、流通は人間相互間の交渉を主とするものにして、社會の發達に伴ひ人間相互の交渉頻繁なる結果、流通は生産の中より分化し、獨立の活動となりしものなり。今日の經濟生活に於ては、生産は反つて流通の支配を受くるものにして、生産發動の要素たる企業は流通を業とする商人より起れることは既に之を説きたるが如し。第二編第三章 第一節を見よ。

流通に、技術上の方面と經濟上の方面とあり。技術上の方面は之を交通と

價値の移轉

稱し、分つて通信運輸の二とす。經濟上の方面は價値の移轉にして、之を行ふ行爲を取引と稱し、取引を常業とすることを商業と云ふ。取引とは之を行ふ人の誰たるを問はず、苟くも今日の經濟生活に於て價値の移轉をなすことを云ふものにして、之を事柄より見たる商行爲即ち客觀的商行爲と稱す。商業とは、之に反し商人なる特殊の營業者の營む所を指して云ふものにして、之を人より見たる商業即ち主觀的商行爲と稱す。

第二節 市場

定義

流通の中心機關を市場と云ふ。今日の國民經濟に於ては市場以外に行はるゝ取引にても、概ね市場に於ける取引の影響支配を受くるを常とす。取引は價値の移轉をなすことなれば、必ず受くるものと授くるものあり。受くるものを需要と云ひ、授くるものを供給と云ふ。故に市場とは需要と供給との相集合する所にして、此兩者を調和する機關なり。其調和は無差別の法則

市場の種類

によりて各人の差別的な需要供給を聯絡統一するによりて行はるゝものも、市場には場所と時日を限りて、需要者即ち買手と供給者即ち賣手と、親ら茲に來集するものあり。之を具象的市場とす。又た場所時日を特定せず、唯だ一般に需要供給の出會する場合を總稱して市場と云ふことあり。之を抽象的市場と云ふ。歴史上より見れば具象的市場先づ發達し、抽象的市場は商品生産の發達に伴ひ發生したるものも、市場に於て行はるゝ取引には、商品の授受と價值の移轉とが同時に行はるるものも、然らざるものも、前者を現品取引と云ひ、後者を繰延取引と云ふ。歴史上前の場合の方早く行はれたるは勿論にして、現に存在する商品を受受するに、今日に於ては、價值の移轉は反つて商品の授受に先だつことあり、或は賣買の約成りて後に始めて商品の生産起ることあり。是れ市場を中心とする流通發達したる結果にして、殊に銘柄又は標準によりて賣買し、商品の授受

取引の種類

を將來に約束する定期取引の發生したるによれり。此種取引の行はるゝ、特種市場は取引所なり。取引所に於ける取引は一般市場に於ける總ての取引に重大の影響を及ぼすものにして、其利害共に著しきものあり。

定期取引

取引所

を將來に約束する定期取引の發生したるによれり。此種取引の行はるゝ、特種市場は取引所なり。取引所に於ける取引は一般市場に於ける總ての取引に重大の影響を及ぼすものにして、其利害共に著しきものあり。

第二章 貨幣及信用

第一節 貨幣の意義

定義

貨幣とは價值の計慮の單位たるものにして、價值の移轉を媒介するものなり之を略して云へば流通の要具即ち貨幣なり。流通は價值の移轉をなす所なれば其移轉する價值を、何物かによりて見積り言表はさざる可からず。物物交換に於ては交換財相互に相手の財の價值を見積り言表はすに過ぎず。然るに、其の間に貨幣起りて、價值移轉の媒介を専務とするに及び、此媒介物を

以て價值計慮の單位とし、双方の價值を見積り言表はすを得るなり。之を共に貨幣は亦價值を保存する手段として用らるゝに至れり。

一方的・相互的流通

歴史上より見れば、單に一方より他方に價值を移轉する一方的流通先づ起り、續て相互に價值を移轉し合ふ相互的流通發達したるものとす。従つて貨幣は一方的價值移轉の爲に先づ發生したるものにして、就中神祇君主への貢獻の資料たるもの最も早く貨幣となれり。さて貢獻は有償的關係に基くものにあらざるは勿論なり。されば此の時代の貨幣を以て交換の要具と稱するは不可なりと知る可し。又今日に於ては貨幣と商品と交換することとは之を賣買と名け他人に有償的に貨幣を交付することは支拂と名くるの常なれば、貨幣を賣買又は支拂の要具と云ふは可なれども、交換の要具とは云ふ可からず。而して賣買も支拂も皆取引なれば、此等を一括して貨幣とは取引の要具なりと云ふは差支なきも、一方的流通の場合をも併せて、單に流通の要具と稱すること最も當を得るものと知る可し。

交換の要具

賣買、支拂

取引の要具

第二節 貨幣の材料及其發達

貨幣材料の備ふる性質

今日に於て貨幣の材料たるものは金及銀を普通とす。蓋し金及銀は左の特性を具備する爲め、特に貨幣の材料たるに適するものなればなり。

- 一 少量の割合に價值多きこと
- 二 容易に持扱ひ得ること
- 三 量同じければ價值同じくして代替の便あること
- 四 容易に腐敗磨滅せず、永く使用に堪ふること
- 五 容易に分割するを得、分割しても價值に變動を來たさざること
- 六 品質常に必ず均一なること

右の中、一より四までは之を備ふる材料少しせせず、古代又今日の未開民族の間に貨幣として用らるる、貝、眞珠、家畜皮、毛皮布の如きもの概ね皆然り。然れども六個の性質を兼備するものは金銀、續ては銅鐵なりとす。但し右の

性質は主として今日用ひらるゝ金銀貨幣に就て學者が案出したるものにして、實際に於ける貨幣材料の發達に就ては、豫め右の如き標準を立て置きて選擇したるにあらざることを勿論なりと知る可し。

貨幣の起源發達

さて貨幣材料の發達は、専ら流通事情の變遷によりて左右せられたるものなり。此點に於ては對内貨幣と對外貨幣とを區別するを要す。對内貨幣とは一國內又は一領域内に行はるゝ貨幣を云ひ對外貨幣とは其以外に行はるるものを云ふ。貨幣は先づ對内貨幣より發達したるものにして對外貨幣の發達は遙かに後の事とす。學者或は貨幣を以て物々交換の不便を除く必要より起れりと説くものありと雖も、此説は歴史上の事實に合はず。前に述べたる如く流通は先づ一方的流通殊に貢獻に端を發するものにして従つて貨幣の起源は貢獻及其他の一方的流通即ち今日に於ては無償的贈答と認めらるゝものに存せり。相互的流通即ち有償的交換の媒介の爲に貨幣を用ふるは遙かに後の事なり。今日に於ても貨幣は主として國內限りのものにして、

物々交換との關係

國境を出れば貨幣は地金なる一の商品たるのみ。さて貢獻に充つるものは其地方に普く生産するものにして而して神祇君主の嘉納するものを例とす。故に貨幣の材料として最も古く用ひられたるは獵民にありては皮毛皮漁民にありては貝眞珠牧畜民にありては家畜農民にありては穀物布の如き其地方其民族一般の生産物なり。

原始の貨幣材料

工業稍々起りては武器農具家具什器又は裝飾品を之に充てたり。商業漸く盛にして遠方の異種族との間に交通行はるゝに及び珍奇貴重なる外國品を貨幣とすることも起れり。貴金屬即ち金銀の貨幣となりしは、概ね此時代の事なり。但し始めは金屬の地金を貨幣として用ひたるにあらず、金屬（多くは銅鐵）を以て製したる武器（刀鎗の類）農具什器等を其儘貨幣としたるものにして支那古代の刀布の如き又徳川時代蝦夷人の鍬先の如き皆其例なりとす。以上を總括して商品貨幣と云ふ。

稍々進歩せる貨幣

然るに冶金鍛冶の術進歩し、日常の生活に金屬の器具を常用すること多く、

金屬

鍛冶術の進歩

商品貨幣

第二章 貨幣及信用

武器の需要亦増すに従ひ、鍛冶を業とするものは何時にても喜んで金屬の地金を支拂用に受納するに至り、貨幣には普く金屬の地金を用ふることをなれり。其地金は必要の分量丈け一々秤量して授受したり。支那に於ては今日猶ほ此種の貨幣行はる之を秤量貨幣と云ふ。

秤量貨幣

鑄貨の發生

斯く貨幣の材料は其時々^{之を一般收受性}に於て支拂を受くる者が最も廣く歓迎するものに當れり。^{又引渡能性}されども國內何れの所にても、又何れの人も、一様に喜んで受くるものは未だ之なし。従て、一般共通の支拂要具として、又一般共通に價值を見積り言表はすものとしての貨幣は未だ存在せざるなり。其起りしは鑄貨成立して後の事なりとす。即ち冶金鍛冶の術愈々進歩し、又た度量衡の制發達するに至れば、取引毎に一々金銀を秤量せずとも、豫め一定金屬の一定品位一定量目を定め、之を特に貨幣用として一定の形、多くは圓形、楕圓形、偶には方形に鑄造し、其の表に一定の證印を刻して、一般流通の用に充つること起れり、之を鑄貨と云ふ。鑄貨は商品貨幣又は秤量貨幣の如く

通貨・通貨

他の用に兼ねて貨幣の用をなすものにあらず、全く單に流通の要具、一般支拂の要具のみを專務とするものにして、通貨又は通貨と云ふは能く其意を言表はすものとす。鑄貨ありて始めて完全なる貨幣成立したるものなり、されば今日に於ては貨幣と云へば必ず先づ鑄貨のことを云ひ、他のものは之に準ずるに過ぎず。

鑄貨の材料

鑄貨の材料は金銀を主とし、銅鐵之に次ぐ。西洋に於て金銀を斯く鑄貨の材料として廣く用ふるに至りしは、主として東洋との貿易の關係に基くものにして、印度は金銀を産せざる故、西洋との貿易に金銀を受くることを最も歓迎したりしかば、西洋の商人は争て金銀を印度に輸出し、之に代へて印度の高貴なる産物を買入れたり。従て印度と貿易する西洋諸國は、金銀を重ざることを甚だ厚く、終に國內に於ける流通の要具として、金銀最も適當のものとなれり。

印度との貿易より起る

鑄貨と國權との關係

鑄貨の成立發達は、政權の發達と最も密接の關係あるものにして、鑄貨の刻

印は多くは政權者又は其保護主たる聖者の肖像を以てせり。鑄貨の通用する範圍は即ち其の國政權の及ぶ範圍にして基督が羅馬の『デナリ』を見て『カイゼル』のものは『カイゼル』に納む可しと云ひたるは能く此の理を明かにしたるものとす。マルコ福音書第二十章三十一節。

鑄貨高權

造幣特權

後藤家

鑄貨に關する國家の權利は分て二とす。一は鑄貨高權にして、二は造幣特權なり。鑄貨高權は鑄貨を制定し之を監督する國家高權のこゝにして、造幣特權は鑄貨を鑄造する特權を云ふ。昔は國家は鑄貨高權のみを有し、造幣特權は之を特殊の人を限りて特許し鑄造に従事せしめたり。其特許を得るものは富有なる大商人金銀鍛冶等にして我邦にても徳川時代には後藤家と稱する一鍛冶職の家に金貨鑄造の特權を其の別家に銀貨鑄造の特權を附與し之れを金座現今の日本銀行所、銀座現在猶ほ京橋區に其地ありと稱せり。青銅錢は幕府自ら鑄錢座始め龜戸にあり、後芝新錢座に移るを設け之を鑄造せり。今日に於ては造幣特權も亦國家自ら之を行使し造幣局を設け一切の貨幣の鑄造を司らしむる

を例とす。

第三節 本位制度

定義

法律上の貨幣

國家自ら鑄貨高權を有し又造幣特權を行使する今日の文明國に於ては鑄貨の技術上の方面のみならず其經濟上法律上の方面をも國家の法律を以て制定するを常とす。之を名けて本位制度と云ふ。本位制度は法律上一般強制の支拂要具たる可き貨幣の材料を定むる國家の制度の謂なり。されば本位制度の存する國に於ては貨幣は國家の制度によりて設けられたる法律上の產物にして、商品貨幣秤量貨幣の如く單に事實上貨幣たるものとは大に趣を異にするものなり。即ち本位制度の存する國に於ては貨幣は國家が其高權により法律の力を以て一般強制の支拂要具と認めたるものと謂なり。斯く法律上一般強制の支拂要具と認められたる貨幣は之を法貨と稱す。

本邦貨幣制度

我邦にては貨幣法明治三十年三月二十六日法律第十六號第一條に於て貨幣の製造及發行の

權は政府に屬す。規定し第二條に於て純金の量目二分を以て價格の單位と爲し之を圓と稱す。第三條に於て金貨幣の種類を二十圓十圓五圓の三種とし第五條に於て金貨幣の品位は純金九百分參和銅一百分とし第六條に於て其量目を左の如く定めたり。

- 一 二十圓金貨幣 四匁四分四厘四毛四
- 二 十圓金貨幣 二匁二分二厘二毛二
- 三 五圓金貨幣 一匁一分一厘一毛一

而して同第七條に於て金貨幣は其額に制限なく法貨として通用す。規定し第十四條に於て金地金を輸納し金貨幣の製造を請ふ者あるときは政府は其の請求に應ずべしとせり。是れ即ち我邦の本位制度にして此制度に従て鑄造せる二十圓十圓五圓三種の金貨幣は我邦の本位貨幣なり。本位貨幣は國家の本位制度の規定に従ひ所定金屬の一定の品位一定の量目を以て鑄造せられたる鑄貨にして無制限に法貨として通用し之を無制限法貨と稱す。

本位貨幣

地金を輸納して請求するものあるときは自由に鑄造するもの(之を自由鑄造法貨と稱す)を云ふ。添田氏經濟學教科書其他の書に金貨一圓は本位貨なりとあるは大なる誤なり。我邦の本位貨幣は二十圓十圓五圓の三種ありのみと知る可し。

本位・複本位

本位制度に單本位と複本位單金屬制複金屬制の別あり。此は本位貨幣の材料を一種の金屬に限るが二種の金屬を取るかより起る區別にして一種の金屬即ち金又は銀のみを本位貨幣の材料とするものを單本位と云ひ二種の金屬即ち金並に銀の兩者を材料とするものを複本位と云ふ。單本位の場合には其金屬の一定の品位一定の量目を以て事足れども複本位の場合には二種の金屬即ち金と銀との比價をも法律を以て規定するを要するものにして事情は甚だ複雑なりとす。従て實際上の困難も多くして今日の文明國は漸次單本位制度殊に金單本位制度に移りつゝあり。我邦も右述ぶる如く金のみを本位の材料とするものにして金單本位の制を取るものとす。而して同じ單位の中にも銀單本位よりも金單本位の方文明國の間に勢力

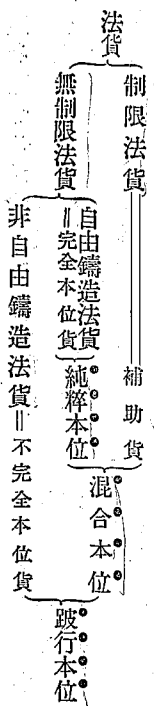
金單本位の普及と英國との關係

あるは、主として英國の貿易關係より來ることなり。蓋し本位制度を定むるには國內流通の便のみならず、國際貿易の便を考慮するを要し、諸外國との通商上最も便利に又最も容易に支拂の用に充て得可き材料を取りて本位とす可きものにして、世界貿易并に金融の中心たる英國は、夙に金單本位制を執るものなれば英國を中心とする通商場裡に立ちて國際支拂の便を圖らん爲、西洋諸國は相率て金單本位の制を採り、我邦も亦明治三十年に至り其例に倣へり。金銀比價關係變動の事情の如きは、之に附帶する事情にして、金貨本位採用の主たる原因にあらず。

本位貨以外の法貨

本位制度の定めある文明國に於ては、最も完全なる意義に於ける貨幣は本位貨のみなり。然れども實際の事情に於て完全なる本位貨（單本位にても複本位にても）のみを法貨とする國は一も之あるなく、多くは其以外に法貨として認めらるゝもの併存するを常とす。從て法貨に無制限法貨、制限法貨と自由鑄造法貨、非自由鑄造法貨との種類あり、本位制度の内容にも純粹本位

制度混合本位制度跛行本位制度の別あり。即ち左の如し。



制限法貨

制限法貨とは法律上の通用額に制限あるものを云ふ（但し事實上は必ずしも然らず）。即ち我邦の貨幣法第七條に、銀貨幣は十圓まで、白銅貨幣は五圓まで、青銅貨幣は一圓までを限り法貨として通用すとある是なり。此等を稱して補助貨幣と云ふ。蓋し補助貨幣とは本位貨幣の用を補助するものにして、主として小額の貨幣の取引の用に供せられ、概ね其額面價格は實際價格より高きを常とす。今日の文明國は何れも此補助貨幣を法貨として、本位貨幣と併び行はれしむるを常とす。之を混合本位制度と稱す。之に反し本位貨幣のみを法貨とするを純粹本位制度と云ふ。

補助貨幣

無制限法貨

無制限法貨は右に反し通用高に制限なく、又額面價額と實際價格との間に

自由鑄造 懸隔なきものにして、元來は自由鑄造を原則とするものなり。我邦の金貨幣の如き、其他各國の完全本位貨の如き皆是なり。然るに一種の變態として、非自由鑄造法貨なるものありて、通用額には制限なければども、地金を輪納するもの、請求次第自由に鑄造せず其限度を定むるか、又は一定の額を限りて發行したる上は全く新鑄せずと定むるものあり。此は實際上便宜の爲に設くる所にして、概ね複本位制度より單本位制度への移替りの状態にある國に存する所にして、常態を以て見る可からざるものなり。されば、此種法貨の行はるる國は複本位國にあらず、又純粹の單本位國にあらず、之を跛行本位國と名づく。其意は一方は完全なる本位貨、他方は不完全なる本位貨の兩者の上に、本位制度を建つるが故に、一脚は長く一脚は短くして跛行するが如しと云ふことなり。但し此名稱に對しては、複本位論者中反對するものありと知る可し。

跛行本位

第四節 グレシウム法則及鑄貨制度

グレシウム法則の定義

グレシウム法則とは左の如し

其實例

『一國に良貨悪貨並び行はるゝときは、悪貨のみ流通し、良貨は驅逐せらる』蓋し貨幣は商品と異り、使用消費するものにあらず、絶えず轉輾流通するに依つて其用を盡すものなれば、良貨悪貨並び行はれて、流通の用同じきときは、人は皆勉めて悪貨を選びて此を他人に轉輾し、良貨は之を退藏又は鑄潰すを利とす可し、故に流通上には悪貨のみ行はれて、良貨は影を潛むるものなり。さて、此法則は何れの時代何れの國に於ても、其作用を有するものにして、殊に鑄貨制度の十分に發達せず、又貨幣に關する知識の進まず、政府に於て屢々悪貨即ち實價少き貨幣を製造發行して、財政上の困難を救済したる時代には、良貨即ち實價多き貨幣は痕を流通上に絶ちたること、歴史上顯著の事實なりとす。我邦にても徳川時代には、住々此現象を見たるものにして、新井白石の如きは夙に之を看破せり。複本位制度の最大缺點は、金銀比價の制定宜しきを、得る事難く、一方の本位貨は良貨にして、他方の本位貨は悪貨となり、其結果惡

グレシウム法則と複本位制

不換紙幣との關係
 貨のみ流通して事實上惡貨のみの單本位となり易きにあり。紙幣殊に不換紙幣に就ても此法則の作用顯はる、こゝ屢々あり。されば今日の文明國は貨幣の統一を以て重大の任務とし、此法則の行はる、餘地なからしむるに力を用ふるものにして國家自ら造幣特權を行使するも主として之が爲なり。

惡貨の取締
 されば本位制度には必ず鑄貨制度の相伴ふを要するものにして、殊に國家は二様の意に於て惡貨の起らざる様勉むるものとす。即ち一鑄造技術上の惡貨、二流通上の惡貨を取締ること是なり。貨幣鑄造の技術は軌近非常に進歩したれども猶一切の鑄貨悉く精確に所定の純分と量目とを備ふるを保し難く、時に極めて微少ながら差異を生ずることあり、其甚しきときは純分量目少き鑄貨は惡貨となりて、其多き良貨を驅逐することも起る可し。故に國家は法律を以て其差異を限定するの必要あり、斯く法律を以て定めたる差異の限度を公差と云ふ。公差には純分の公差と量目の公差とあり、我貨幣法第九條には純分の公差金貨は千分の一 銀貨は千分の三第十條には量目の公差每片金貨二十圓は八毛六四

公差

輕量貨幣
 十圓は六毛〇五一、五圓は四毛三二、銀貨五十錢は一厘七毛一一、二十錢は一厘〇毛七一を規定せり。次に流通上の惡貨には轉輾流通の爲に磨損して量目を減じたる輕量貨幣と、故意に之を毀傷したる無効貨幣とあり。造幣特權を行使し自由鑄造を認むる國に於ては、輕量貨幣は國家自ら其損失を負擔し、之を其額面價格に於て良貨と引換ふる義務を負ふを常とす。無効貨幣は當然其通用を禁ずること勿論なり。即ち我邦貨幣法第十一條には通用最輕量目金貨二十圓は四角四分二厘十圓は二角二分一厘五圓は一角一分〇厘五を規定し、第十二條に於ては金貨幣にして磨損の爲通用最輕量目を下るもの、及銀貨幣白銅貨幣又は青銅貨幣にして著しく磨損したるもの、其他流通不便の貨幣は其額面價格を以て無手数料にて政府に於て之を引換ふべしとせり。而して第十三條には貨幣にして模様を認識し難きもの、又は私に極印を爲し、其他故意に毀傷せりと認むるものは貨幣たるの効用なきものと規定せり。此等皆本位制度を建つる國家の鑄貨制度に缺く可からざる規定にして、畢竟はグレンシアム法則の作用を杜絶するの用あるものと知る可し。

通用最輕量目

無手数料引換

第五節 紙幣及銀行券

紙幣の定義
種類

紙幣とは紙を以て材料とする貨幣の謂なり。之を發行するものは國家にして其製造も概ね國家自ら之れに當るを常とす。紙幣には國家が其高權により法律の力を以て一般強制の支拂要具即ち法貨と認むるものと然らざるものとあり。前者を本來の紙幣と稱し、後者を非本來の紙幣と云ふ。而して兩者を通じて、金屬貨幣殊に本位貨幣と兌換し得るものと、然らざるものと別あり、前者を兌換紙幣と稱し、後者を不換紙幣と云ふ。今之を表示すれば左の如し。

紙幣	本來の紙幣 (強制流通力を有す即ち法貨)	兌換(金屬貨幣を代表す) 不換(金屬貨幣を代理す)
	非本來の紙幣 (強制流通力を有せず即ち非法貨)	兌換(銀行券に同じ) 不換(國庫に對し通用す)

兌換紙幣
不換紙幣

さて各國の實際に於て、兌換紙幣は財政の都合上動もすれば兌換を停止して不換紙幣となり易きものにして、紙幣と云へば直ちに不換紙幣を聯想するの常なり。蓋し國家が紙幣を發行するは概ね民間流通の便を圖るが爲にあらず、政府財政の都合上、公債發行に換る可き一時權宜の法(一種の強制公債)として發行するものにして、兌換紙幣は此都合に應ずるに足らざる故なり。

法貨たらざる
不換紙幣

政府自ら兌換紙幣を發行するも、其國特殊の事情により多くは不換紙幣に變ずるか、又は其流通極めて少額に止り漸次其跡を絶つを常とす。故に政府發行の紙幣と云へば、先づ以て不換紙幣に限るものと云ふ可し。不換紙幣は右表に示す如く法貨たるものと然らざるものとありて、法貨たらざるものは國庫への支拂即ち租稅手数料罰金等の上納の用に供せらるゝにより、之を紙幣の納稅準備と稱す。事實上の流通力を有するに過ぎず。故に若し此事なければ不換紙幣は一種の強制公債たるに外ならざるものとす。法貨たる不換紙幣は法律上は完全なる貨幣たるは勿論なり。而して此種不換紙幣は發

強制公債
法貨たる不換
紙幣

行額僅少にして民間通用の必要限度を超過せざるべきは、必ずしも弊害を惹起さず。雖も、事實上此限度を知るこゝに難く、知りて之を嚴守することは更に難きが爲、容易に惡貨たるの實を得、グレシウム法則の作用を呼び起し、良貨たる金貨貨幣を通用上より驅逐するを免れざるものとす。故に財政健全の状態にある國にては、強制法貨たる紙幣は勿論然らざるものなりとも一切紙幣を發行せざるを常とす。我邦の如き明治の初には紙幣存したれども、今日に於ては之を存せず。 大正六年十一月八日以後臨時發行の五十錢、二十錢、十錢より一ヶ年後は發行せず。目下漸次其跡を絶ちつゝあり。

銀行券 定義

金貨貨幣と兌換し得る非法貨たる紙幣に就ては、右の如き憂之なし。雖も、各國の實際に於ては之を政府紙幣として發行せず、銀行券を以て之に代らしむるを常とす。銀行券とは一定の銀行（之を發券銀行と稱す）の發行にかかり本位貨幣の一定額を表記する紙片にして、持參人に對し一覽の上直に其額の本位貨幣を支拂ふ旨を約束する一種の約束手形なり。法律上の強制流

紙幣との異同

通力を有するものあり、有せざるものあり。 我邦の兌換銀行券は、同條例第四條支なく通用すこありて強制流通力を有するものなり。 流通の用より云へば貨幣と全く同じき作用を爲すものなれども、其發行者は銀行にして政府にあらず。又た其流通場裡に入るは、紙幣の如く政權の關係に基くものにあらずして、多くは發券銀行の貸付割引等商業上の關係に基きて民間に散布せらるるものにして、之を紙幣と同視するを得ざるものと知る可し。 兌換紙幣は政府の紙幣にして兌換券は銀行の券に、此兩者を同一物と記せるは誤なりとす。但し法貨たる兌換銀行券は法律上完全なる貨幣たること本來の紙幣に同じきものとす。我邦の日本銀行兌換券は之に屬す。

發券制度

銀行券は發券銀行の責任を以て振出したる約束手形なれば、其發行に關する事項は、元來其發券銀行に一任するを以て足るが如し。雖も、事實上流通要具の實を具へ、國家の發行する本位貨幣に代はるの用あるものなれば、國家は其高權により、其發行に關する一切の事項を嚴に規定する要あり。故に、銀行發券發行制度は今日の文明國に缺く可からず。 我邦にては明治十七年五月二十六日太政官布告第十八號（爾後

發券銀行單一制・複合制

數度の改正あり)兌換銀行券。さて此制度の要點二あり、其一は發券の特權を條例によりて之れを規定す。さて此制度の要點二あり、其一は發券の特權を附與する銀行は、單一銀行に限るや又は多數の銀行を指定して之に發券を許す可きや是にして、之を發券銀行の單一制又は複合制と云ふ。各國の實際に於て單一制は複合制に勝るものと認めらる。我邦に於いては明治の始め複合制を採り、多數の國立銀行に發券の特權を附與したれども、今日は單一制を採り、日本銀行のみ此特權を有するものとす。朝鮮に於ては朝鮮銀行臺灣に於ては臺灣銀行は其例外なり但し、此く例外を設くるは決して完全の制度にあらず。其二は發券額の制限及び發券額に對する兌換準備額の規定是なり。準備の如何を問はず、發券の總額を絶對的に限定する制度を最高發券額限定制度と稱す。今日の實際に於ては此制度を採る國は少く、本位貨幣の準備ある限りは其額に對する銀行券は無限に之を發行するを常とし、唯だ正貨準備(金銀貨及地金銀準備)なく所謂保證準備(公債證書大藏省證券其他確實なる證券又は商業手形を保證とす)にて發行し得可き額に就て制限を設くるものとす。此れに三種あり、即ち

兌換準備の制度

一 正貨比例準備制度

二 保證準備限定制度

三 保證準備伸縮制度是なり。

正貨比例準備制度

正貨比例準備制度とは發券總額の一定の比例額例ば三分の一又は百分の四十の如きは必ず正貨準備を要し、其他は保證準備による可しと定むるを云ふ。保證準備限

保證準備限定制度

定制度とは保證準備により發行し得可き銀行券の總額を絶對的に限定し、其以外は必ず正貨準備を備ふるを要すと定むるを云ふ。保證準備伸縮制度は其變態とも見る可きものにして、平時は全く保證準備限定制度によるも、非常

保證準備伸縮制度

特別の場合には政府の許可を得、一定の發行税を納めて制限外に保證準備發行を爲し得るものを云ふ。我邦の現行の制度は即ち是にて、三種の制限中最も非難少きものと稱せらるれども、必ずしも然りしと云ふを得ず。即ち日本銀行は一億二千萬圓を限度とし、保證準備を以て兌換券を發行するを得、其以外は悉く正貨準備を備ふるを要するも、市場の景況に由り、流通貨幣の増加を必要と認むるときは、大藏大臣の許可を得て制限外發行をなすを得、此場合には

我邦の制度

制限外發行

一箇年百分の五を下らざる割合を以て發行税を納む可く、其割合は其時々大

藏大臣之れを定むる規定せり。大正八年十一月二日以後は年七歩 然るに我邦實際の事實として、此の制限外發行なるものは全く一の常態となり、歐洲大戰後の短期間を除くの外は其の消滅に歸したることもなく、制限の實は全く空文に屬せり。

在外正貨

唯だ發行稅納付の規定あるに止り、一億二千萬圓の保證準備の限定は毫も其實なきこと、なれり。殊に在外正貨を稱して現に日本銀行の庫中に保有するにあらざる在外債權をも、庫中保有の在內正貨と全く同様に取扱ひ、之を兌換券發行の正貨準備中に算入することを許したるにより、正貨準備の原則も亦打破せらるゝこと、なれり。即ち我邦現行の兌換券制度は條例制定の精神を全く失ひたる一變態を呈せるものと知る可し。従つて名實完備せる兌換制度の確立は、我邦目下の急務なりと云はざる可からず。

一變態

有名無實なる本位制度

金の鑄造し及國外輸出の禁

加之、歐洲大戰の結果、世界各國の金貨本位制度は、北米合衆國並に瑞典の二國を除くの外は、悉く有名無實のものとなり、事實上不換紙幣及び不換銀行券のみ行はるゝこと、なれり。是れ金の鑄造し及國外輸出を禁止するに徴し

我邦の現在

て明なる所にして、獨逸佛國奧國露國等は公然兌換券の兌換を停止して、不換券國たることを聲明し、他の諸國は然らず、名義上は依然として兌換制度を存続すれども、事實上は兌換を停止したるものなり。我邦にても大正六年九月十二日大藏省令第二十八號を以て、金貨幣又は金地金を輸出せむとする者は、大藏大臣の許可を受く可し、但し外國に旅行する者金貨幣百圓未滿を携帯する場合は此の限に在らずとし、犯す者は懲役又は罰金に處せらるゝこと、し、更らに地金をして販賣し又は使用する目的を以て金貨幣を蒐集鑄造又は毀傷したる者の罪之れに同じと布告したり。故に縱令兌換券を日本銀行に於て本位貨と兌換するも、百圓以上は極めて特別なる場合の外は、之を國外に輸出するを得ずして、兌換は有名無實のこと、なれり。何となれば、國外に輸出するか若くは工業其の他の實用に供するの道全く存せざれば、金貨と兌換するは全然無意義のこと、なりたればなり。然るに極めて最近大正十三年大藏省は更らに金の拂下價格を改めて、從來金二分一圓の割にて正金銀行をして

金拂下價格の變更

第二章 貨幣及信用

金を拂下げしめて、工業用の需要に應じ居りしを其拂下價格を引上げて外國爲替相場に準據せしむること、したり。外國爲替相場は今や下落して金二分一圓の割に著しき徑庭を示めしつゝあり。かくて、我邦の兌換制度は今や事實上のみならず、名義上にも撤廢せられたること、なれるものとす。從て

前述の本位制度を規定せる我貨幣法は一の死文に化し、金二分を價格の單位とし之を圓と稱すにせざる原則は全く消滅に歸したるものと知る可し。從て又た本位制度に關する一切の規定は毫も實際に存在せざること、なり、流通の要具は、不換券たる日本銀行兌換券補助貨小額紙幣のみとなれるものとす。

第六節 貨幣の價值即ち購買力

對内價值
對外價值

貨幣の價值は之を購買力と云ふ。此に對内對外の別あり。從て一國の貨幣は對内價值又は對内購買力と對外價值又は對外購買力の二者を有するものとす。此二者は全く一致することあり、一致せざることあり、雖も結局は

對内購買力

一致す可きものなり。其の理由を次に説明せん。

金屬主義

一國貨幣の對内購買力は何に基くかに就いては、金屬主義の説と名目主義の説とありて、其論ずる所同じからず。金屬主義の説によれば、一國貨幣の購買力又は價值は、本位制度の規定せる金屬の一定量の價值即ち之れなりと云ふ。即ち我邦に於いては、金一圓の購買力は純金二分の價值之れなりと云ふにあり。然るに此説明を以てしては、不換紙幣又は不換銀行券の購買力は何に基くかを知らざること能はず。故に種々牽強附會の説を立つるもの多し、雖も何れも其効あるものなし。故に名目主義（又は表章主義）の説出で、曰く、貨幣は自ら價值を有せず、其の通用力は、名目上附與せられたるものに過ぎず、一國の貨幣に其の通用力を附與するものは、今日にありては何れも國家の布告なり。從て、一國貨幣の通用力は布告によつて定めらるゝが故に、此主義を布告主義とも云ひ、又布告する者は國家なるが故に、此主義を貨幣の國定主義とも云へり。

布告主義
國定主義

兩說合致する
場合

今右兩説の當否を判ずるに、歐洲大戰前の我邦并に諸文明國の狀態に對しては、金屬主義も名目主義も共に事實の一面を能く示したるものと云ふ可し。即ち兌換制度完全に運用せられ本位貨の自由鑄造并に輸出及鑄潰しの自由の毫も制限せられざる狀態の下にありては、本位貨并に兌換券の購買力は、其國本位制度の規定に基く金屬一定量の價值に一致せり。従つて其貨幣の價值は金屬一定量の價值なりと云ふ金屬主義の説明も、其通用力は國家の布告即ち貨幣法の規定により名目上附與せられたるものなりと云ふ名目主義の説明も、共に同一事實を異なる方面より考察したるに過ぎざるものなり。何故となれば、國家の布告する所は即ち一定量の金屬の價值に外ならざればなり。

然るに歐洲大戰後各國の貨幣制度は、國家の布告により規定したる所と全く異なるものとなり、貨幣法は有名無實の死文となれること前述の如し。其の結果國家の布告により定めたる一定量の金屬の價值は、貨幣の價值と全く一

物價指數

致せざることを、なり、貨幣の購買力は金屬主義の説の如く、一定量金屬の價值に基かず、又た國家が貨幣法により布告せる價值にも因らずして、其時の事情に従ひ、騰落極りなきものとなれり。此の騰落を反映するものは即ち一般物價指數の増減是れなり。物價指數とは代表的商品の時々の價格を調査し、或る基本期日の價格に對照したるものなり。例へば我邦にては日本銀行調査の指數は明治三十三年十月の價格を百とし、之れに對し大正十三年九月の價格を二百七十三・一四とするが如し。換言すれば明治三十三年十月に於て價格百圓なりしもの、大正十三年九月には二百七十三圓十四錢に昇りたるなり。此指數を調査諸商品全體に就て平均したるものを平均指數と云ふ、右二百七十三・一四は諸商品指數の平均數にして、従つて貨幣の購買力の變遷を示すものなり。即ち我邦の貨幣購買力は $100 \left(\frac{100}{273} \right) = 63.1\%$ 六割三分三分の一に下落したるものなりとす。

金屬の價值と

本位制度及兌換制度を嚴守し、本位貨に關する規定を強いて右の物價指數

貨幣の價值

の騰落に一致せしむることあり。然る場合には本位貨の素材たる國內價格は貨幣價值の騰落に追從して騰落す可し。此場合には、金屬主義の説く如く貨幣の價值は尙依然として金屬の價值と一致す可し。雖も其は金屬の價值が貨幣の價值の基本たるに非ず、却つて貨幣の價值が金屬の價值の基本たるなり。我邦に就て云へば明治三十年の貨幣法により金二分を一圓とす。定めて以來金一圓は常に純金の目方二分の價值とされるものにして、貨幣法制定の際は純金二分の價值が基本となりて金一圓の價值を定めたるものなれども、其以後は一圓が基本となりて純金二分の價值を定めたるものなり。從て歐洲大戰以來他の諸商品の價格は何れも暴騰したるに拘らず、金のみは常に目方二分金一圓、一匁金五圓なる價格を維持して、大正十三年十一月の金拂下價格改定までに及べり。

我邦の現狀

人爲的強制
右事實を要約すれば、歐洲大戰以後我邦の貨幣は歐洲諸國の貨幣と同じく（現在にては歐洲の貨幣よりも更らに多く）其の對内價值又は對内購買力暴落したるものなれども、其暴落したる價值を人爲の施設により無理に金の價值を追從せしめたる爲め、金の價值は我國内に於いては世界一般の價值よりも遙かに低きものとなり居りしものなり。是れ人爲的強制の甚だしきものにして決して永續す可き現象にあらず。故に前述の如く、政府は大正十三年十一月以後金の拂下價格を本位制度の規定によらず、時々外國爲替相場による可し。改正して、此の人爲的強制を撤去すること、したり。

人爲的強制

其の撤去

其の撤去

對外價值
貨幣の對外價值も本位貨に就いては、金屬主義の説く如く一定量の金屬の對外價值に基くものなり。然るに現在の如く文明諸國多くは不換紙幣不換銀行券國とされる今日は、此説は全然之を適用すること能はず。故に購買力平價説なるものありて、右説に代つて一國貨幣の對外價值を説明せり。曰く、一國貨幣が金屬貨ならず不換券たるときは、其の對外價值は國內に於ける購買力の増減によつて決定せらるゝものなり。故に人爲的強制存せざるべきは、一國貨幣の外國爲替相場は本位貨の平價（我邦の本位貨に就て云へば、

購買力平價説

第二章 貨幣及信用

日米の關係

其の平價は米國の弗に對して金百圓は米貨四九八四六弗英國の磅に對しては金一圓は英貨二〇五八三志なり) に其時々の購買力の割合 (即ち物價總平均指數) を乗じたるものに該當す可き筈なり。但し他に事情あるときは必ずしも此限にあらず。今米國に於ては物價指數の増加我邦に於るが如く大ならず、換言すれば米國貨幣の購買力は我邦貨幣の購買力よりも下落の割合小なり。大正二年一月を百とすれば大正十三年八月には米國の指數は百三十五・四に昇りたるに過ぎざるに、我邦にては二百九七に昇れり。従つて我が圓貨對弗相場は到底平價を維持し能はざること明かにして、右の説によりて算出するときは、

$$49.846 \times \frac{135.4}{209.7} = 32.18$$

即ち我が百圓は粗ぼ米貨三十二弗強に該當するに過ぎず、故に、最近我邦の對弗相場は金百圓に對し三十八弗強に下落したり。唯だ人爲的手段によりて、此下落の傾向を防止し、國內物價の暴騰を甘んじて、外國爲替相場を維持し居たるに過ぎず。一國貨幣の對内購買力下落して、對外購買力依然たること

結局の一致

は不可能にして、人爲の手段は唯だ一時を彌縫し得るに止まり、對内價值の下落は早晚對外價值 (爲替相場) の下落を招致するを免れず。

斯く貨幣には對外價值あり、對内價值ありて、兩者一致せざることあり、雖も、其の不一致は人爲的強制より來るものにして、之を自然の趨勢に放任するときは結局一致す可き筈のものなるを知る可し。而して其の何れの場合に在りても、本位制度の規定する金屬一定量の價值が貨幣の購買力を定むるにあらざり、却て貨幣の價值が本位貨に用らるゝ、金屬の價值を決定するものなり。然らば貨幣の購買力其ものは何によつて決せらるゝ、かは金屬主義の説も名目主義の説も未だ之を解決したるものに非ざり知る可し。

貨幣價值の公式

貨幣は他の商品と同様の價值を有するものに非ず。然るに貨幣が本位貨より成るときは、一定量の金屬其價值の基本たるの觀を成すが故に、金屬主義の説は貨幣の價值も他の商品の價值と全く同様に、其素材たる金屬の價值によるものと誤解したり。然れども本位貨たることを問はず、貨幣

の價值は毫も其素材價值に基くものにあらず、一般商品の價值は、全く異なる事情によりて左右せらるゝものなり。今マーシャル及びビグー兩氏の説く所によれば、貨幣の價值即ち購買力を定むる公式は左の如し。

$$P = \frac{M}{K} \quad \begin{array}{l} M \text{ は通貨總額} \\ K \text{ は取引單位數} \end{array} \quad P \text{ は物價指數}$$

其の説明

一國に於ける流通所要貨幣の總額は、平均物價指數に取引單位の總數を乗じたるものなり。故に取引單位の總數 (k) に増減なきときは、所要貨幣總額 (n) は物價指數の増減に正比例して増減す可く、貨幣總額 (m) 増加するときは物價 (p) は之に應じて騰貴す可し。但し (n) は一定の速度を以て流通するものと前提するは勿論にして、此速度に變化起るときは總額に増減なきも、猶物價の騰落を來す可し。

信用の作用

信用の作用は毫も右の公式を動かすことなし。唯だ右公式に追加して

$$M = P \cdot (K + R) \quad \begin{array}{l} K \text{ は信用 (銀行預金額)} \\ R \text{ は銀行預金額に對する正貨準備率} \end{array}$$

となせば足るなり。此の場合 k は各人が現金にて保有する部分、r は銀行預金として保有する部分なり。k と r の和は、即ち前公式に於ける k に該當す。故に k、r 二者に増減なきこと、前公式に於ける k の場合と同じとすれば、n と p とは正比例に於て増減するものなりとす。

貨幣數量説

以上の公式を以て、貨幣の購買力即ち價值を説くを名けて貨幣數量説と云ふ。金屬主義も名目主義も、共に妥當ならず、然るに、此數量説は貨幣の購買力の何に基くやを説いて、粗ぼ正鵠に中れり。唯だ此説に盲從して、牽強附會の布演を爲すもの、抄からざる爲め、之れを誤解するもの多く、數量説は陳腐なる迂説なりと斷定するもの、鮮しとせず。然れども、歐洲大戰以後諸文明國に於ける變遷は貨幣に關する從來の諸説を悉く無用に歸せしめ、却つて陳腐の舊説として斥けられたるもの、眞を得るに近きものあるを明かにしたるもの、す。殊に最近金價引上げによりて、名實共に不換銀行券國となれる我邦の實情に就ては、金屬主義の説の如きは事實に合せざる空論に歸したるを知らざ

借種の隠見
る可からず。然るに猶ほ此隠見に囚はれて實情の判断を誤るもの尠からず。更らに又た貨幣を以て確定不易のものに做し貨幣は價值の一般的保藏具なり。貨幣は嚮導的の先天命題なり等言ふものあり。空論の弊も亦極れり。

第七節 信用

信用取引

貨幣經濟に於ける取引は財と貨幣とを相換へて價值の移轉を行ふにあり。然るに信用の發達するに伴ひ財の授受と貨幣の授受と時を異にして行はるる取引普及するを見る。之を信用取引と云ふ。

信用の定義

信用とは價值の移轉が二の異なる時に涉りて行はるゝことを云ふものにして、先づ一方の價值のみを移轉し置き對價の移轉は之を將來に約束するものなり。其對價は一定の貨幣額なるを常とす。さて普通の説にては信用とは信任のこゝなりとすれども、是は事實に合せざる誤謬なり。今日の經濟生活に於ては一切の取引は皆信任に基くものにして、商品を買ふものは賣手が

信用と信任の別

不正品を提供せざるを信任し、土地家屋を貸すものは借手が故意に之を毀傷せざるを信任するものなり。然れども之等は信用取引と稱せざることを勿論なり。信用とは主として動産貸借に關する取引に就てのみ言ふものにして、同じ動産の貸借に就ても質貸借及使用貸借の場合には信用取引と云はず其の貸す所の動産が借手の所有に歸する場合即ち消費貸借民法第五百八十七條消費貸借は當事者の一方が種類品等及數量の同じき物を以て返還を爲すことを約して相手方より金錢其の他の物を受取るに因りて其効力を生ずの取引のみに就て云ふものとす。換言すれば、先づ完全に價值の移轉を爲し置き將來に於て其代替的對價即ち多くは一定の貨幣額を相手方より移轉す可きことを約する場合のみに就て信用と云ふなり。簡單に云へば信用とは時間的に分離したる價值の移轉を稱するものなり。是れ貨幣經濟の發達に伴ふ取引の新形式にして、爲に貨幣の流通要具たる作用に變化を召起すものなり。即ち信用取引の範圍擴張するに従ひ、支拂要具の用を爲すものは現實の貨幣のみならず、貨幣と信用との總和たるに至るものとす。一三七四頁を見よ 其故は現に貨幣

消費貸借

民法第五百八十七條消費貸借は當事者の一方が種類品等及數量の同じき物を以て返還を爲すことを約して相手方より金錢其の他の物を受取るに因りて其効力を生ず

代替的對價

信用と貨幣との關係

信用と物價との關係

を有せざるものも、信用取引の形式により取引を行ふことを得ればなり。從て物價の高下は必ずしも貨幣額の多少のみによりて左右せられざるに至る可し。故に或學者は信用は即ち貨幣なりと云へり、但し此説は比喩を極言したるに過ぎず、採る可からず。

信用券

信用の要具は之を總稱して信用券と云ふ。其重なるものは小切手及手形にして手形に爲替手形と約束手形とあり。其他一定の金額を表示し、裏書又は引渡により讓渡し得る公私の證券も信用の要具たることありとす。而して之等の信用券を營業の目的物とし、信用取引の媒介機關たるものは銀行にして、銀行業の發達は信用の普及進歩に重大の關係あり。

銀行

信用の種類

- 一 給付物件の種類を標準とすれば
イ 代替信用。貨幣又は其他の代替物を貸し付け對價の給付を將來に約するもの、即ち普通の現金貸の如き是なり。

ロ 商品信用。先づ商品に給付し置き、其對價の給付を將來に約するもの、即ち掛賣の如き是なり。

ハ 銀行信用。一定の貨幣額を表示する債權を給付し置き、反對給付を將來に約するもの、即ち手形取引の如き是にして、銀行の取扱ふ信用取引は専ら此種のものなる故此名あり。就中手形の引受により價値を移轉するを引受信用と云ふ。

二 信用關係を標準とすれば

- イ 直接信用。例へば銀行券を發券銀行より受取る場合には直接に其銀行を信用するものなり。
- ロ 間接信用。例へば一般の取引に銀行券を受取る場合は間接に其銀行を信用するものなり。

三 保證の對象を標準とすれば

- イ 對人信用。主として債務者の人格を信用するもの。

四 信用取引の時間を標準とすれば
イ 長期信用。不動産抵當の場合に多し。

ロ 短期信用。商業上の貸借殊に銀行信用に多し。

五 信用を受くる債務者の目的を標準とすれば

イ 生産信用。生産用の爲に資金を借入る、場合。

ロ 消費信用。消費用の爲に借入る、場合。

信用の利害

信用經濟

今日の經濟生活に於ける信用の作用は甚だ顯著にして、信用の媒介なければ流通の範圍著しく縮少す可し。故に此有様を稱して或學者は信用經濟の時代と呼べり。然れども信用は其運用宜しきを得ざれば弊害を生ずるを免れず。殊に銀行恐慌又信用恐慌の現象は信用の擴大に伴うて起る所にして、此點に於て信用の機關たる銀行殊に中央銀行は、克く弊害を未然に防ぎ其利を擧ぐるに勉む可き重大の任務を有するものとす。

第三章 價格

第一節 流通の原理

流通原理の概

流通は利用小なるものを與へて利用大なるものを取るを目的とす。故に流通は財に對する主觀的利用評量其れ其れに異なるより起るものと知る可し。從て交換の當事者が全く同一の利用を認むるものに就ては交換は決して行はれず、賣買も亦然り。今表を以て示せば左の如し。

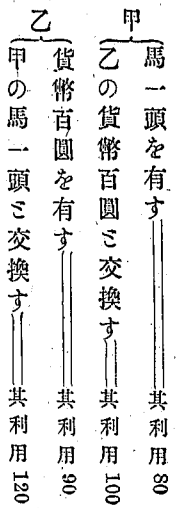
表解

甲	馬一頭を有す	其利用を80と認む	仍て
乙	牛一頭を有す	其利用を90と認む	仍て
甲	乙の牛一頭と交換す	其利用を100と認む	100-80=20 の差を得
乙	甲の馬一頭と交換す	其利用を130と認む	130-90=40 の差を得

同一の馬一頭に對し甲は其利用を80と認め、乙は之を120と認むるの差あり、
又た同一の牛一頭に對し甲は其利用を150と認め、乙は之を30と認むるの
差あればこそ、兩者は互に馬と牛とを交換して各利を得るなり。之れ餘利。若
し兩者の認むる利用全く同一なるときは交換を行ふも何の利する所なく流
通は起ることなかる可し。之れを流通の原理とす。

外國貿易と國
内交換

國と國との間の交換、即ち外國貿易に就ては、此理甚だ明白にして、學問上夙に
認められたるも、所謂外國貿易の原理、國際價值の原則並に比
流通も亦た此理によりて支配せらるゝものなることは、之を知ること稍々困
難なりしものなり。其原因は國內個人間の流通は物と物と相交換すること
は稀にして、概ね貨幣に換へて賣買するの常なるにあり。然れども貨幣に代
へて賣買する場合と雖も、物々交換の場合と毫も異なる原理によるものにあ
らず。即ち

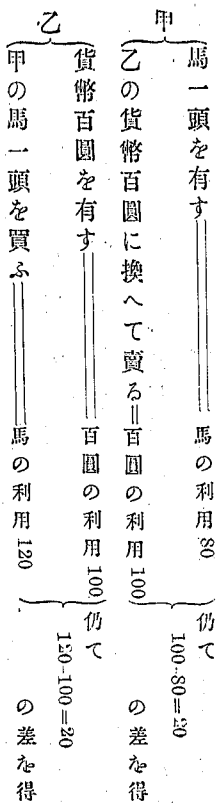


貨幣の利用

貨幣もまた其人の事情異なるに應じ、同じく百圓にても異なる利用を有するもの
なり。富者の百圓に對するは、貧者の之に對するは、其認むる利用同じから
ず。又た同一人に取りても、貨幣多きときの百圓と、少きときの百圓とは、之に
對し異なる利用を認むるものなり。唯だ廣く一般に就て見れば、貨幣百圓は何
れの場合、何れの人に取りても、同一の利用を有す。推定して差支なきものな
れば、貨幣と交換する場合、即ち國內個人間の賣買に就ては、主觀的利用評量と
關係なく、客觀的貨幣價值の大小によりて支配せらるゝが如く見え、從て交換
せらるゝものは全く同一の價值を有す（此を等價關係と名く）と誤認せら
れたり。然れども、縱令貨幣の利用は同一なりとするも、猶ほ交換の起るは主

等價關係の誤
認
交換と主觀的
評量

的評量の差異によるものとす。即ち左の如し。



第二節 價格の意義

定義

價格とは廣く云へば流通に於ける價值移轉の對價を指すものなれども今日の貨幣經濟の世に於ては貨幣に換へて授受せらる、財に對する一定額貨幣の對價に限るものとす。簡單に云へば價格とは貨幣にて支拂はる、報償なり（されば價格を交換の比例と云ひ又は交換價值を貨幣にて言表はしたるものなりと云ふは共に等價關係の誤謬に基くものにして當を得ず。故に

價格と貨幣價值との差異

價值移轉の事實なきときは價格は存せず。之に反し貨幣價值は縱令實際買の事なき場合と雖も財に存するものなり。従つて一財の貨幣價值は必ずしも其財の價格と一致するものにあらず。百萬圓の貨幣價值を有する財産も實際之を賣買するときは其價格は百萬圓以下のところある可く又以上なることある可きなり。殊に賃貸財産地代を徴して貸渡す土地、家賃を其賃を徴して貸付くる家屋の如きを其賃貸料を以て評價したる貨幣價值之を賃貸價は必ずしも之を賣渡す場合の價格之を資本價格と云ふと同じからざることには實際上屢々見る事實なり。

第三節 價格の本質

客觀的數量にして主觀的評量にあらず

流通を呼起すものは主觀的利用評量の差異なれども實際の流通に方りては斯く異りたる此主觀的利用を言表はすことなく流通の對象は何れも對價即ち價格を以て言表はすものとす。例へば前節の表に於て甲は所有の馬を乙の利用ありと認め乙は之を120の利用ありと認むるは主觀的利用の差異

を顯はすものなれども實際の賣買に方りては甲所有の馬の價格は甲に取りても乙に取りても均しく金百圓と云ふが如し。甲は金百圓にて自己所有の馬を賣り乙は金百圓にて之を買ふものなり。故に價格は賣買の兩當事者に共通の事實にして從て全然主觀的評量の差異に關係なき客觀的の現象なりとす。是れ價格の本質なり。等價關係の誤謬は此の價格の本質を價值の本質とすより起れり。換言すれば價格は二個以上の異なる主觀的評量を一致せしむるものなり。されば價格は從來の通説が教ふるが如く單に一財の交換價值を貨幣にて言表はすものにあらざり少くも二個又は其以上の財の利用の綜合せられたるものと知る可し。價格は必ず數量を以て表示せられ品質に拘はるとなし。然るに利用は必ずしも數量を以て言表はすを得ざる一の度合なり兩者決して混同す可からず。然れどもまた價格を以て交換の比例なりと思ふは不可なり。價格は實際授受せられ又は授受せらる可き貨幣の一定額にして單に數と數との比例にあらず。此點能く辨別を要す。

價格は比例にあらず

第四節 價格と價值

交換價值の誤

價格と價值との關係に就ては普通の説は甚だ曖昧なるを免れず。即ち價值を使用價值と交換價值とに分別し價格とは交換價值を貨幣額にて言表はしたるものなりとなせり此説採る可からず。價值は既に説明したる如く利用と費用との比較に基く一の評量にして價格は全然客觀的なる實際上の一事實なり。されば同一の價格にても人々場合を異にするときは其價值は全く異なるものなり。例へば馬一頭の價格金百圓なりと云ふ場合其馬の價值も金百圓の價值も人により又た場合により著しく異なるが如きはなり。價值は價格を定むる諸事情中の一たるに過ぎずして其他に猶有力なる事情あるを知らざる可からず。故に價值と價格とは直接に常住一定の比例關係を有するとなきものにして殊に時を異にする時は同一價格にても全く異なる價值を有するものとす。價值と價格との比較は唯同一時に就てのみ之を下し得

價值は價格の一事情のみ

價格相互の比較

可く、時を異にするときは比較するを得ざるものなり。之を要するに、價值は主觀的評量にして、數量を言表はすこと甚だ困難なるに、價格は常に數量上の大ききなれば、此兩者を以て直接に關係あるものと認む可からざるものとす。

第五節 價格決定の諸事情

甚だ複雑なり

實際の取引に方つて、價格を定むる事情は甚だ複雑にして、一定の原則を以て説くこと能はざるものなり。例へば何月何日は溫度何度なる可しと定むること能はざるが如し。然れども大體に於て、夏月は溫度高く冬月は低きこと、數月若くは數十年の經驗に徴して、何月何日頃は凡そ平均何度位の氣温なる可しと概測し得る如く、價格を定むる事情は大體次の如くなりし知る可し。

需要供給の原則

一財に對する需要供給の兩者相合して其價格を定む、需要が供給よりも多きときは價格高く、少きときは低し。之を需要供給の原則と云ふ。

細説の必要

然れども右原則は廣漠にして殆んご實際の事實に應用するの効なし。故に聊か之を細説せんに、價格を定むる事情は 一 需要供給の品質上の強弱 二 需要供給の數量上の大小 三 需要供給の調合を媒介する貨幣の利用并に支配能力の大小の三者を以て最も重なるものとす。以下之を説明せん。

需要供給の強

第六節 需要供給の品質上の強弱

需要供給の品質は、主として人間の意志に存する者にして、之を主觀的の事情と稱す。其強弱は費用と關連して、價值の大小となる者にして、價值が價格を定むることの通説は、利用のみが價格を定むる原因なりとする者にして、其誤れるは他に猶二種の重要な事情あるを以て知る可し。さて價值の大小は利用と費用との比較に基く評量によるものなれば、以下二項に分て説明するを要す。

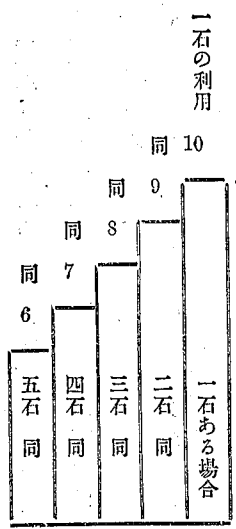
利用の大小

a 利用の大小

財の利用大なる場合には價格高く、小なる場合には價格低し。凡て他の事情
 下做之。以而して一財の利用の大小は既に述べたる如く、賣手と買手、即ち現に之
 を所有するものと將來に之を所有に歸せんとするものとの間には必ず異なる
 を例さす、異らざれば取引は起らず。即ち大抵は買手の認むる利用の方、賣手
 の認むる利用よりも大なり。然るに一々の場合に於て其差異の程度必ずしも
 も同一ならず。或買手は賣手よりも遙かに多くの利用を認むるも、他の買手
 は僅かに多くの利用を認むるに過ぎざる可し。賣手の側に於ても亦然り。
 従て或買手は甚だ高き價格を支拂ひても之を買はんことし、他の買手は餘り高
 き價格を支拂ふを肯ぜず。他方に於て或賣手は甚だ高き價格を得ざれば賣
 らず、他の賣手は餘り高からざる價格を得ても猶ほ之を賣ることある可し。
 さて利用は、主觀的に人々の場合々に應じて、斯く大小あるもの乍ら之に就て
 茲に一つの原則あり。之を利用遞減の法則と云ふ。今其大意を述べんに、同
 一人に對し同一時に於ける同一財の利用は、其同一財を既に有する量多きに

利用遞減の法則

從ひ遞減し、一定量の需要に對しては、既有量の大小に拘らず、提供せらるゝ分
 量多き程利用は減ずること云ふことなり。但し其遞減することは相對的の
 利用にして、絶對的の全利用は増すこと勿論なり。例へば米一石の或一
 時に於て或一人に對する利用は10なるも、更らに一石を加ふるときは其結果
 各一石の利用は9となり、更に猶ほ一石を増せば各一石の利用は8となるが
 如きを云ふ。絶對的の全利用は一石を増す毎に増加すること勿論なれども、
 其増す割合は漸次減じ行くなり。即ち左圖の如し。



全利用は 10+9+8+7+6
 の比にて遞増するも、其
 増加の割合は 10:9:8:7:6
 の比にて遞減す。

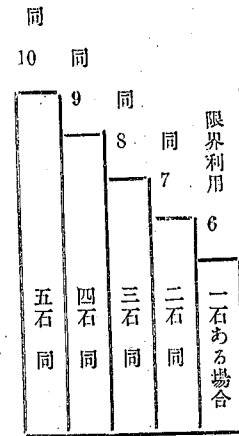
而して終に全く利用なきに至ることあるべし。さて同一時に於て、一定量の

限界利用、
限界分

増加より得る最終の利用を稱して限界利用云ふ。限界利用を有する定量を稱して限界分云ふ。右の例にて云へば米五石ある場合の第五石は限界分にして其限界利用は6なり。又た右の例にて米三石のみ存する場合には限界利用は8なりとす。

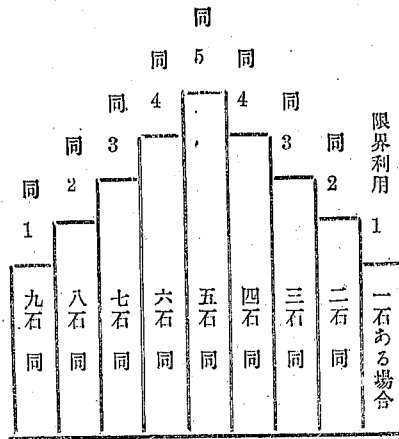
則利用遞増の法

此利用遞減の法則に反對に利用遞増の法則もあり。即ち



兩則の結合

又た或點までは利用遞増し其以上は遞減する場合もあり。左圖の如し。



則利用不易の法 また以上何れも異り利用不易の法則に支配せらるゝものもあり。分量を増すときは利用は絶對的にも比例的にも増加して易らざる場合を云ふ。即ち左の如し。

一石の利用 6	一石ある場合
同 6	二石同
同 6	三石同
同 6	四石同

但し此法則に従ふものも或度以上に及ぶときは利用遞減する場合多し。故に何れの場合にも、晩かれ早かれ利用遞減の作用は顯はるゝものにして、而して又た何れの場合にも現に需要せらるゝ分量に就ては、各單位の利用は限界利用なりとす。

全利用と限界利用

今價格を定むるに方りて云ふ利用の大小は、全利用の謂にあらず、最終増量の利用即ち増加の限界點にある一定量の限界利用の大小の謂なり。買手の限界利用は、賣手の限界利用より大なるものなれば、買手中最も購買心又は購買力の乏しきものゝ限界利用こそ價格の最高限なり。故に價格其以上に昇るときは、其買手は取引を停止すべし。

費用の大小

b 費用の大小

購買心又は其力最小なる買手の限界利用が、價格の最高限なる反對に、最高の費用を要したる賣手の費用は、價格の最低限たるものとす。蓋し價格が費用を償ふに足らざるときは、其賣手は取引を行はざるは勿論なり。但し非常合は此限にあらざる。費用は賣手自ら生産したるものに就ては、生産費にして、買入れたるものに就ては、其買入價格なり。故に新たに同様のものを生産し得る財と、然らざる財とは、其の趣異れり。新たに生産し得るものに就ては、縦令自ら生産せざるものにて、概ね之を更に生産する場合の生産費之を再生産費と云ふ。が最低の限度なり。再生産費の法則。新たに生産し得るものに就ては、生産費は殆ど價格を定むる原因とならず、過去の買入價格も又た影響するこゝ少く、一に唯だ其利用のみ有力なる原因たる可し。又た同じく新たに生産し得るものゝ、容易に新生産を企て得るものと、然らざるものとを區別するを要す。容易

容易に新生産

容易に新生産を企て得るものと、然らざるものとを區別するを要す。容易

し得る財と然らざる財

に新生産を企て得るものは、市場に提供せらるゝもの、中、最低の生産費主として價格決定の一因となり、其以上の生産費を要するものは、競争の結果其業を停止せざるを得ざる可し。其反對に容易に新生産を企て得ざるもの、價格は、重に最高生産費によりて左右せらるゝものなり。

定時最高生産費・長期最低生産費の法則

一般に就て云へば、一定時に於ける價格は、其時に存する最高生産費によりて支配せられ、長期に渉る價格變動の傾向に就て見れば、價格は漸次最低生産費の爲に左右せらるゝものなり。換言すれば、現在の價格は現に取引する賣手（生産者）の中、最も多額の生産費を費やしたる者が其費用を償ひ得る點を以て最低限となすものなれども、價格變遷の趨勢より見れば、最低の生産費を費やすもの漸次市場に勝を占むることとなるものなり。之を定時最高生産費・長期最低生産費の法則と稱す。

費用遞増・遞減・不易の法則

さて費用にも利用と同じく、遞増・遞減・不易の三法則行はるゝものなり。即ち或生産品は、生産高を増すに従ひ愈々多額の生産費を要し、又或生産品は、其

土地の産物と工業品

反對に生産を増す毎に費用遞増し、又は或度までは遞増し、其以上遞減するか、或度迄は遞減し、其以上遞増するものあり。又或生産品は、生産高を増すも、費用は常に生産高に比例して増すのみにて變動なき者なり。就中土地の産物は、土地が收穫遞減の法則に支配せらるゝ結果、費用の側より云へば、生産費遞増の法則に制せらるゝもの多く、其反對に工業品殊に機械製造品は、收穫遞増の法則に支配せられ、費用の側より云へば、生産費遞減の法則に従ふを常とす。故に文明の進歩により富を増すの道は、可成生産費遞増の傾向を有する生産品に代ふるに、生産費遞減の傾向ある品を以てするにあり。長期最低生産費の法則は、此作用を促して、生産の進歩富の増殖を助くる所以なりと知る可し。

さて右の如く利用も費用も共に遞増・遞減・不易の三法則に支配せらるゝものにして、一財の價値の大小は之により定まるものなり。されば價格の原因たる價値の大小は、劃一に概説し難く、而して縱令利用と費用の大小は、一定時

に於ては一定なりとも、價值は此兩者の比較評量に基きて下さるゝものなれば、主觀的評量に免れざる個人的地方的又境遇的事情の影響甚だ大なりと知る可し。

需要供給の數

第七節 需要供給の數量上の大小

價值の大小は品質的原因にして、之に需要供給の數量加はらざれば價格を定むる力なし。同一の利用と費用を有し、從て同一の價值を有するものにて、も現に取引せられ、又は近き將來遠き將來に市場に提供せらる可き供給量小なる時は、價格は高く、大なるときは、價格は低かる可し。其反對に現に買はんことを欲する需要若くは近き將來遠き將來に於て買はんことを欲する需要の量小なるときは、價格低く、大なるときは、價格は高し。此事情を賣手間の競争、買手間の競争の強弱と云ふ。競争が兩當事者間に行はるゝときは、獨占價格と云ふ。其強弱は需要又は供給の數量を左右す。

貨幣利用及支拂能力

第八節 貨幣利用及支拂能力の大小

現に取引せんとするときは、買手が貨幣の利用を大と認むるときは、勢ひ支拂ふ貨幣高を減ずるを勉む可く、從て價格は低し。其反對の場合は、價格は高し。他方に於て、賣手が貨幣の利用を大と認むるときは、少額の貨幣に換へても其品を賣る可し、從て價格は低し。其反對の場合は、價格高し。

貨幣は流通の要具なれば、一般商品と異り、利用遞減法則の支配を受けず。乍去或人が支拂ひ又は請取らんとする一定貨幣額は、時と場合の異なるにより、其利用同じからず。人を異にするときは、同一時と雖も亦異れり。其利用の差は、賣買當事者の支拂能力を左右し、從て價格の決定に影響す可し。但し支拂能力は、所有貨幣の多少のみによらず、信用の作用預つて力あるを忘る可からず。

第九節 限界餘剩收益均等の法則

價格決定の事情は右の如し、雖も此等の諸事情は畢竟するに、主として價格決定の限界を定むるものにして、一物の現實の價格が何れの點に決定せらるゝやは、未だ此によりて確知する能はず、唯だ大體の限界を知り得るのみ。

換言すれば、以上の諸事情は價格其ものを決定するにあらず、價格決定の幅を決定するに止まるものとす。

力の關係

價格決定の幅の中、何れの一點に價格が決定せらるゝやは、必竟賣買兩當事者の實力又は權力關係によるものとす。賣手の實力買手より強きときは、右の幅の最高限に近き或點に價格は決定せらる可く、其反對に買手の力賣手より強きときは、右の幅の最低限に近き或點に價格は決定せらる可し。此理は競争價格にも、一樣に行はる。

其或點は、與へられたる實力權力關係の下に於て、各當事者が其れく賣

限界對偶

限界餘剩收益均等の法則

手は賣手側買手は買手側、(限界點に立つ此兩當事者を、限界對偶と名く。)平均の餘剩價值を收得し得可き點なるを常とす。此理を名づけて限界餘剩收益均等の法則と云ふ。其意は、各當事者側の得る限界餘剩收益は、與へられたる諸事情と、與へられたる實力關係の下に於て、均等に歸一する傾向ありと云ふにあり。即ち限界餘剩收益均等の法則こそ、價格決定の最終原則にして、他の諸々の事情は、此原則の行はるゝ範圍を定むるに止まるものと知る可し。

第十節 物價相關の傾向及價格推移の理法

一物の價格は、單獨に其物其處に限りて定まるにあらず、他の諸價格物價を總稱すの過去又は將來の變動の作用を被むるものなり。恰かも物理上に於て、物體は遠近所在の他の諸物體との間に、互に引力の作用を有するが如く、一物の價格は、遠近廣狹各種の範圍に於ける他の諸價格との間に、相互牽制の作用を有す。此を物價相關の傾向と名く。我邦に就て云へば、米價の騰落と諸色の騰

價格系統

落は互に原因となり結果となる傾向あり、就中肥料價格の騰落と密接の關係を有するが如き、皆此傾向の實例なり。諸價格は互に集合して一の價格系統を成すこと恰も吾人の目的が、一の目的系統を成すに其理異なることなし。貨幣の價值の騰落は物價の騰落と照應の關係を有することは前章に述べたり。

價格推移の理法

歴史的背景

次に今日の流通生活に於ける諸物の價格は一時に偶成するもの稀にして大部分は數十年の久しきに互り、或は騰り或は降りて現在に及べるものにして、諸物の價格は其背景として長き歴史的經過を有せり。此理は貨幣の價值に就て、彼の名目學說の特に力を用ゐて主張するところなれども、價格一般に就ても、其理同じきことを記するを要す。例へば今日現在の米價一石五十圓と云ふは、一時に定まれるにあらず、明治初年其以前は姑く置くの一石三圓又は四圓の價格が漸次騰貴して、今日に及べるものなるが如き此なり。即ち價格の定まるは、白紙に物を描くが如くならず、既成の繪畫に修正添削を施して大成するが如きものなり。現在の價格は過去より將來に互る經過の一點たるに外な

らずして常に變動推移の行程上に在るものとす。此理を名けて價格推移の理法と云ふ。

第四章 所得

第一節 所得の意義

分配の定義

國民經濟内に於て新たに發生したる増加したる價值は、流通の作用によりて、各經濟單位に歸着するものなり。此行程を名けて分配と云ふ。分配は流通の終局にして、私有財産制度の下に立つ今日の經濟生活に於ては、價值移轉の結末なり。されば一定の生産高定めて而して後に分配起るものにあらず、一切の價值は一方に於て生産せられつゝあると同時に、他方に於て分配せられつゝあるものと知る可し。

所得の定義

分配せられたる各經濟單位の得点を所得と云ふ。詳しく云へば、各經濟單位が經濟行爲の對價として受くる價値の増量（餘剩價値）を一括して所得と名くるものにして、通例一定の期間を限り、其期間内に各經濟單位が取得する一切の貨幣價値増量を通算して其期間の所得と云ふ。例へば何某一ケ年の所得金千圓と云ふが如し。されば所得は必ずしも直接に經濟行爲の成果の生産の結果たる生産高を指して云ふものと思ふ可からず、流通市場に於て價値移轉の作用により、各經濟單位が經濟行爲に對して受くる對價の中、貨幣價値の増量分を總稱するものと知る可し。

第二節 所得の淵源及種類

第一淵源
第二淵源

所得の淵源は分つて二とす。第一淵源又は間接淵源と第二淵源又は直接淵源是なり。前者は所得發生の本體を云ひ、後者は所得の定まる實際の運用を云ふ。

第一淵源に基
く所得の種類

第一淵源は經濟行爲にして之れを細別すれば 一 勞働 二 財産の運用 三 勞働並に財産の運用の三者なり。従つて此の點より區別すれば所得には 一 勞働所得 二 財産所得 三 混合所得の三種あり。

第二淵源に基
く所得の種類

第二淵源は價値の移轉にして、此に三種あり。一 契約締結の結果 二 價値移轉の總殘高 三 強制報償是なり。従て此點より所得を分類すれば 一 契約所得 二 殘高所得 三 強制所得の三種あり。

第三節 所得と價格

所得を中心とする
經濟生活の區別

今日の經濟生活は所得を中心として二大別することを可し。一は所得に到達する迄の經濟生活にして、二は所得を得たる後の經濟生活なり。生産は所得に到達する一手段に過ぎず、他方に於て貯蓄と消費とは所得を得て始めて行はるゝものなり、而して其中心たる所得の定まるは流通市場に於ける價値の移轉によるものとす。一切の生産は流通市場に搬出して始めて所得

となり、一切の消費貯蓄は流通市場より所得を得來りて後行はるゝものなり。生産に於て生産物を生ずるも、未だ其業を卒へたるものにあらず。之を流通市場に致し價値の移轉により轉輾交錯の結果所得を得てこそ目的を完うするものなり。されば生産高の多少は一の手段たるものにして最終の標準は所得の大小のみに存す。他方に於て所得の大小は即ち吾人欲望充足の範圍程度を支配するものにして兼てまた生産用財産即ち資本の増殖の度合を左右するものなり。貯蓄は必ず所得に就てのみ行はるゝ外なく貯蓄なければ資本の増殖期す可からざるなり。之を要するに吾人經濟行爲一切の終極は所得に存し所得の大小は直に人間の經濟上の運命を制するものとす。故に經濟上最重要の問題は所得の大小是にして國の貧富も個人の貧富も所得の大小によりて定めらるゝものなり。財産又は資本の大小は之が所得の大小を左右するの原因たるべきのみ肝要なるに過ぎずして畢竟一の手段たるのみ目的とする所は所得の大小のみに存せり。財産を有することは直ちに富

貧富の意義

有と同視す可からず其財産が大なる所得を生ずればこそ所得者は富者たるなり。而して國民經濟内に於ける最大の問題は各經濟單位の得る所得の比較的大小是にして之によりて經濟上百般の問題は決定せらるゝものを知る可し。

國民經濟の最大問題

所得は一の價格なり

さて所得の大小を定むる原因を究むるには所得も畢竟一の價格に外ならざることを知るを要す。今日の經濟生活は總て流通市場に於ける價值移轉の作用に支配せらるゝものなれば其作用の總括たる價格は即ち經濟生活の總括なり。唯だ財が流通上に於て受くる對價を價格と稱し人が受くる對價を所得と稱するの差あるのみ。

價格と所得の差異

換言すれば吾人は經濟客體を流通して價格を得經濟主體を流通して所得を得るなり。されば財の價格の大小を決定する事情并に原因は同時に人の所得の大小を決定する事情并に原因たるものにして唯だ價格が財の性質により或原因に制せらるゝこと多きが如く所得も其種類の異なるにより甲原因

に制せらるゝ多きもの之原因に制せらるゝ多きもの等の別あり。以下之れを詳述せん。

第四節 契約所得の特性

實力の強弱
契約所得は私有財産制度の下に於て國家の法制の定むる範圍内に於て生ずるものにして其特性は法制によりて保障せられたる契約當事者の實力の相對的強弱によりて左右せらるゝことは是なりとす。今此點より契約所得を分類するときは左の種類あり。

契約所得の種類

- 一 引渡契約所得
- 二 貸借契約所得
- 三 勤勞（雇傭）契約所得

引渡契約所得
引渡契約所得は賣買交換を總括するものにして主として財其ものを價值として移轉する場合に生ずる所得なり。故に此場合には一方は財を引渡し、

貸借契約所得

他方は其對價を引渡す當事者なり。貸借契約所得は消費貸借使用貸借賃借借を總括し主として財産の所有者と其使用者とを當事者とすするものなり。

勤勞契約所得

其中に含まるゝものとす。此場合には、一方は勞務の給付又は仕事の完成を契約し他方は之に對し報酬を與ふることを契約する者を以て當事者とすするものなり。さて契約締結は所得の大小を定むる所以にして之に際し實力の比較的強弱は引渡契約所得にありては兩者殆んき相均しきを例とし、貸借契約所得にありては兩當事者間に均からず、時として一方、時として他方の實力強きを常とし、勤勞（雇傭）契約所得にありては常に一方（雇主）のみ實力強きを例とす。従つて次の結果を生ず。引渡契約所得に就ては一般價格を定むる事情は契約締結上の實力の差違の爲めに影響せらるゝこと最も少く、概ね價格決定の事情其儘に行はるゝものなり。貸借契約所得に就ては實力弱き當事者の所得は其強きもの、所得より少く、從て一般價格決定事情

引渡所得

以上三種に於ける實力強弱の度合

貸借所得

實力弱き當事者の所得は其強きもの、所得より少く、從て一般價格決定事情

勤勞所得

は之が爲めに左右せらるゝこと大にして時には其作用を著しく妨げ單に實力の強弱のみによりて所得の大小定めらるゝことあり。(例へば住宅不足の都市に於ける家主の實力甚だ強く借家人の實力甚だ弱きが如きはなり)。勤勞(雇値) 契約所得は勞務の給付をなすもの即ち勞働者の實力常に弱く之に報酬を與ふるもの即ち雇主の實力常に強し。從て勞働者の所得は此實力關係によりて著しく左右せられ時々しては一般價格決定事情の作用を全く停止することありす。

第五節 強制所得の特性

強制所得の種類

強制所得は契約に關係なきものにして之に二種あり。一は名義上にも事實上にも契約の態によらざるもの 二は名義上は契約の態を取るも事實上契約に關係なきものはなり。而して何れも多くは習慣又は公法上の權力關係に基くものなり。封建時代には此種の所得少からざりしも今日は漸く跡

を絶たんとす。

強制所得と價格の法則

強制所得は習慣又は公法關係によりて定めらるゝが故に、一般價格の法則の作用より遠ざかること大にして、一々其特殊の事情を知るにあらざれば之を究め難く從て學問上一定の法則を立つること能はざるものとす。

殘高所得の特性

第六節 殘高所得の特性

殘高所得も根本に於ては、一般價格の法則に制せらるゝものなれども一の特性ありて著しく其作用を影響す。其特性は殘高所得は餘剩價値の總計なること是なり。詳しく云へば殘高所得は種々の契約を締結し其作用により契約上の對價を拂渡したる後に殘る餘剩價値にして、損益勘定の貸方より借方を控除したる殘高に當るものとす。此特性を名けて『レントァビリティー』
Rentability 餘剩性、地代性 又は収益性 云々。

「レントァビリ
デー」

第七節 分配に関する通説

所得の種類

分配に関する通説によれば、一國民經濟の總所得は左の各種の所得に分配せらるゝものとす。

- 一 地代。地主の所得
- 二 利子。資本主の所得
- 三 勞銀。勞働者の所得
- 四 利潤。企業者の所得

地代學說

需要供給學說

而して右の中地代のみに就ては、リカルド氏の地代學說なるもの今に行はれて、一種特別の決定原因ありし其餘の三所得に就ては一樣に常準律又は平均率なるものありて、需要供給の關係によりて定めらるゝものとせり。即ち分配には地代原則（レントンプリンチップ）需要原則（タウシユプリンチップ）の二大法則ありとせり。此通説は學問上誤謬の點甚だ多くして、從

ふ可からず。以下各項目に就て詳述することとせん。

第八節 地代及利子

殘高の原則

リカルド氏の地代學說によれば、地代は殘高にして生産高より他の所得を控除したる餘剰なりと云へり。從て地代は土地產物の價格の原因ならず、却て其結果なりとす。此學說を證する爲に甚だ複雑なる證明を用ゐて、地代成立の有様を講述すること常例となり居れり。然れども此等の説明は總て無用なり。唯其取る可きは所得の中殘高所得なるものありと云ふこと是なり。而して其は地代にあらずして利潤なり。

地代の特性

地代は財産所得の一種にして、昔にありては多く強制所得なりしも、今日に於ては契約所得なるを常とし、而して契約所得の中、貸借契約所得なり。されば一般價格決定事情の外、一方の當事者の實力他方より強きが爲著しく影響せらるゝものなり。さて其實力強き當事者は多數の場合に於ては土地の所

有者にして之を借るものは實力弱し。蓋し土地は面積に限りて自由に増加するを得ざる固有性を有すること既に述べたり、乃ち任意に再生産し得ざる財の價格と同じく費用によりて左右せられず専ら利用によりて定り供給量は少く需要量は多きものなればなり。

其他の貸貸料

土地以外の貸借物に就ても獨占的性質多きものは（都市に於ける借家の如し）土地に準じて其對價定めらる可く獨占性なき一般の貸貸料は一般價格と粗ぼ同一の事情によりて支配せらる。

利子

資本に對する利子は一般價格と全然同一の法則に従ふものなり。何となれば資本は土地と正反對に全く獨占性を有せず供給量は隨時増加するを得るものなればなり。但し利子も亦財産所得にして貸借契約に基くものなれば實力の強弱大に關係あり。殊に消費信用の場合に於ては資本の貸手の實力は借手の實力よりも遙かに大なるを常とし従て非常に高き利子を收むることあり。是れ我邦を始め各國に利息制限法ありて實力弱き當事者を或度

利息制限法

まで保護する爲め利子所得に強制所得の性質を附與する所以とす。地代に如此特別法なきは文明國の缺點にして、近來土地自然増價課税の政策の起りしは聊か此缺點を補ふ所以なれども直接當事者の保護に付ては未だ何等の施設あるを見ず。但し最近（大正十三年八月十五日）我邦に暫行立法として借地借家臨時處理法施行せられ、地代家賃其他の貸貸條件にして著しく不當なるときは裁判所は之れが變更を命ずることを得せり。是れ以上之の缺點を補ふものなり。

第九節 勞 銀

勞銀の本質

協約所得

勞銀は勞働所得にして昔にありては強制所得たること多かりしも、今日に於ては全く契約所得と認めらる。但し單に名義上の契約所得にして、事實上は強制所得たる場合甚だ多し。而して最近に於いては賃銀協約の制度行はれ、團體と團體即ち勞働組合と企業者團體との間に總括的協約を締結して勞銀の程度を定むることあり。協約は契約にあらず、從來の私法の契約の觀念を以て協約を論ず可からず。故に此制度普及するに至れば勞銀は契約所得の名義をも脱し、一種の新所得たる協約所得とみなる可きなり。

勞銀の特性

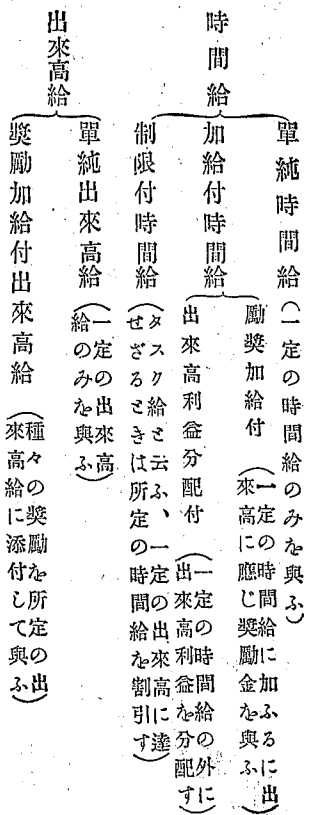
契約所得の中、勞銀は勤勞契約殊に雇傭契約によるものなれば、一方當事者即ち雇主の實力甚だ強く、從て勞銀の大小は一般價格の法則以外雇主の意志と實力とによりて影響せらるゝこと極めて大なるものとす。

勞銀の形態

勞銀の形態は拂渡の方法に從て之を大別すれば、一時間給、二出來高給の二種あり。一時間何錢、一日何圓、一週間何圓と定むるを時間給と云ひ、出來高單位例へば繰繰三十匁に付何錢箱張百箇に付何錢と定むるを出來高給と云ふ。

右の外各種の附屬給を與ふることあり、其重なるものを利潤分配制度とす。此制度は以上何れの勞銀形態とも結び付くるを得るものなり。されど實際に於ては、眞正の利潤分配は實行し難く、事實上は勞銀の一部を拂渡し置かず、一定期の後利潤分配の名の下に一括して支拂ふ場合多し。其名甚だ美なれども實之に伴ふもの鮮し。

更らに右二種に種々の細目あり。其の概要を表示すれば左の如し。



雇傭契約の特性三あり

雇傭契約の特性は、一勞働者は雇主の權力の下に立つにあらざれば勞務の給付を爲し能はざること常なれば、人格上著しく拘束を受くること、二勞働者は貧なるを常とすれば、不利益なる條件と雖も、之を甘受せざれば自己并に家族は直ちに飢饉に陥るを免れざること、三勞働者も雇主もは實力の差極めて大なるものなれば、個別契約締結に際しては、勞働者は常に不利の地位に立つこととの三點にあり。故に國家の力を以て之に強制所得の性質を附與するか、又は勞働組合を結びて協約所得の性質を確定するか、何れにしても單

其矯正の必要

に契約所得の名義を以て甘ず可きものにあらずと知る可し。

第十節 利潤

利潤の本質

利潤は純然たる殘高所得にして、之を契約所得たる利子と混同す可からざるものとす。殘高所得の大小は生産總額の中より控除す可きもの、即ち契約又は強制により他人の所得となるもの、大小によりて定まるは勿論なり。地代利子并に勞銀として支拂ふ所大なれば利潤は小に、其支拂ふ所小なれば利潤は大なり。即ち利潤の大小は間接の原因によりて定めらるゝ、こゝ多く、直接の原因の作用は之に比しては少しと知る可し。然れども實際に於ては、企業者は一切の生産發動の根元なれば、生産の起り流通の行はるゝは結局利潤を多く殘さんが爲にして今日の經濟生活は利潤經濟即ち殘高經濟なりと云ふも不可なし。從て所得の問題中最重要なるは利潤の大小にして、國民經濟の盛衰も亦た之によりて支配せらる。さて、企業者は概ね財産を自ら有す

利潤と勞銀の關係

社會問題の意

るものなれば利潤と稱するものゝ内事實上地代又は利子を含むこと多し。從て利潤と地代利子とは大抵利害を一にするものにして、勞銀のみは全く反對の利害關係を有せり。是れ現今社會問題と稱するものゝ、生ぜる所以なり。殘高所得たる利潤を所得として立つ企業者資本主、雇主とも云ふ、其理と契約所得中實力最も少き勤勞所得たる勞銀によりて生活する勞働者とは利害を異にし、種々の問題を惹起す、之を總稱して社會問題又は勞働問題と云ふ。而して其中心は所得問題に外ならざるものとす。

第五章 結 論

價格及所得の調和

價格と所得と各其所を得て經濟生活順調を得れば、自ら一國の富を増し、又各經濟單位の經濟上の地位を安定す。之に反し調和を失ふときは種々の弊害を生ず。其重なるものは恐慌なり。恐慌には生産恐慌と流通恐慌とあり。

其原因
流通恐慌を更らに細分すれば販賣恐慌、信用恐慌（銀行恐慌）、貨幣恐慌等あり。何れも需要供給の適合宜きを失ひ、價格が所得が常態を維持する能はざる場合に起るものなり。生産恐慌を以て過超生産に基く云ふも必竟は生産其もの、過超を云ふにあらざり、價格上の不調和を云ふなり。即ち相當の利潤を生ず可き價格に於て賣り能ふ分量を超過して、生産するの意に外ならず。

景氣の循環
價格が所得の不調和は他方に於て生産と消費の不調和資本の形成と其の充用の不調和と關連すること多し。輒近に至りては、此れ等の不調和は恐慌を惹起するのみに止まらず、更に景氣の循環を著しく刺戟すること、なれり。景氣の循環とは、好景氣、恐慌、不景氣等交互に來往すること云ふ。十九世紀に於いては、恐慌に周期あり、經驗上約十年毎に襲來すること、人の知る所なりしも、爾來一時的恐慌の襲來よりも、景氣の循環の方遙かに重要な現象となり、恐慌は偶然の原因により一時に突發するものにあらずして、景氣循環の

行程中の一階段を見る可きこと漸く認めらるゝに至れり。
生産と消費の不調和とは、生産のみ多くして消費之に伴はざるか、又は其の反對に生産は少く、消費のみ増大する場合に起る現象なり。但し近時の不調和は、多く生産が消費よりも多き場合、之を過超生産とも云ひ、又た過少消費とも云ふ。に起るに言ふもの多し。而して其の原因は自由競争の支配の下にある資本的企業の本質として消費の如何を顧慮することなく、只管生産擴張をのみ念するに在りて説く者あり。社會主義の所説

資本の形成と充用の不調和
資本の形成と其の充用の不調和とは、資本の形成せらるゝ度合大にして其の充用の度合之に及ばざるか、又は其の反對に、資本の形成の度合小に過ぎて此に對する需要を充すに足らざる場合に起る現象なり。此の不調和は或種の資本のみ多くして他の種類の資本乏しきより起ることあり、又た資本形成の時期と其の充用の時期と一致せざるより起ることあり。

其原因
景氣循環の起る原因に就ては諸説紛糾して歸一する所なきが如し。其の

故は此等諸説は何れも循環の起る諸原因中或ものを指摘するに止りて其の全部を顧慮せざるが爲めさ知る可し。景氣の循環の起るは其の原因種々ありて之を一に歸するを得ざるものなり。必竟するに今日の流通生活は直接欲望充足を主眼として活動するものにあらず貨幣價值の餘剰を最大量に收得するを主眼とするものにして其の結果價格に所得の不調和生産に消費の不調和資本の形成に其充用の不調和等種々の不調和を生ずるものなり。故に單に一二の原因を除き去りたりて景氣の循環は停止す可きにあらず。

近來此等一切の原因を究明し景氣循環の趨勢を豫測して不慮の禍を防ぎ、又は各自の經濟行爲の方針を得んことを欲する者多きを加ふるに従ひ學理上并に實際上種々綿密なる調査を成すもの起れり。其中著しきものは財界又は經濟バロメーター及經濟指數及曲線調査なり。他方に於て國家は一定の政策によりて、一面國民の經濟活動を保護獎勵すると共に他面景氣の循環に

經濟バロメーター指數調査

貯蓄及消費

伴ふ諸般の弊害を軽減除却するに勉むるものなり。

經濟行爲一切の總括たる所得は貯蓄と消費との二途に充てらるゝものなり。其割合は貯蓄心の大小によりて支配せられ貯蓄心の大小は貯蓄の價格即ち利子によりて左右せらるゝこと多し。但し私有財産の安固なるを要するや勿論なり貯蓄に退職を資本化しあり。貯蓄したるものを單に保藏するに止まるを退職と云ひ企業生産に投下して資本となすを資本化と云ふ。

奢侈

消費が所得の割合に不相應なることを奢侈と云ふ。奢侈の戒む可きは古來先覺者の常に説く所にして一國經濟の健全なる發達に大害あることを俟たず。但し普通に奢侈と稱する内には生活程度の向上發展をも含むことあるが故に細密の辨別を要すこと知る可し。

所得が消費と貯蓄とに適當に分配せらるゝときは縱令景氣の循環は全く之を免るゝことを得ずとも所得と價格生産と消費資本の形成と其の充用間

は始めて健全なる發展を遂ぐるを得可きものなり。以上諸般の不調和を除
去するに必要な各種の施設を研究するは經濟政策（經濟各論）及び社會
政策の任とする所なり。されば經濟原論を學びたるものは更らに經濟政策
並に社會政策を學ばざる可からずと知る可し。

經濟學全集 第一集 經濟學講義 終

31. VIII. 24.
18. X. 24.
4. XI. 24.